

◇ 論 説 ◇

「政治的，経済的又は社会的関係において， 差別されない」の保障

——憲法普及における男女同権の進展と停滞——

大 西 祥 世*

目 次

はじめに

- 1 政治的関係において差別されない
- 2 経済的・社会的関係において差別されない——夫婦関係および家庭内
- 3 経済的・社会的関係において差別されない——労働および経済的自立
- 4 憲法記念映画における男女同権の描出——「愛情の軌跡」から「情炎」へ
おわりに

はじめに

これまで筆者は，日本国憲法の人権編は男女平等の推進を中心に，統治機構編は議会制を中心に研究を進めてきた。博士論文ではこれをテーマに扱い，それを基に『女性と憲法の構造』を公刊した¹⁾。その時から，憲法制定時の「男女同権」とは何をめざしていたのだろうか，男女平等をめぐる当時のさまざまな動きが気になっていた。その象徴が，映画「情炎」をめぐる状況であった。

(1) 憲法記念映画「情炎」との出会い

「情炎」——この男女間の愛憎劇を想起させるタイトルは，1947年5月に公開された日本国憲法公布記念映画の一つである。1946年12月1日に

* おおにし・さちよ 立命館大学法学部教授

「新憲法の精神を普及徹底し、これを国民生活の実際に浸透するよう啓発運動を行うこと」を目的として設立された「憲法普及会」は、憲法の当時の三大原則である「国民主権」、「平和主義」、「男女同権」の3部門で映画を製作した。その「男女同権」の部門の作品が「情炎」である。総理大臣官邸や憲法普及会の各県支部などに無料で貸し出されて130回も普及活動の中で上映された²⁾。製作は松竹株式会社であり、監督は渋谷実、脚本は池田忠雄と新藤兼人³⁾など、一流のスタッフが担当した。主演は当時の大スターの水戸光子と佐野周二であった。日本国憲法の施行日である1947年5月3日を控えた同月1日に公開された。各新聞や映画雑誌に宣伝の記事や広告⁴⁾が賑やかに掲載され、全国各地の映画館で広く一般に上映された。

このような盛況ぶりがうかがえる一方で、その内容はこれまで、憲法普及会が1947年に発行した『事業概要報告書』に掲載された、映画製作会社の松竹映画宣伝資料による「梗概」の転載⁵⁾のみでしか知ることができなかった。そのあらすじを読む限りでは、その内容は率直に言えば単なる「男女間のもつれ」と「その復縁」を描いたものという印象であり、憲法の理念の普及や「男女同権」というテーマ性を見出すことは困難であった。また、国民主権をテーマとした「壮士劇場」と平和主義をテーマとした「戦争と平和」は映画フィルムが残されているが、「情炎」のみ見当たらない⁶⁾。筆者はこれらの点に疑問を感じて、内容の全体像を知りたいと思い、10年以上にわたり調査を継続してきたが、まったく手がかりがつかめなかった。

ところが、2014年秋以降に偶然の出会いが重なり、少しずつではあるが映画周辺の資料が明らかとなり、2015年7月に、ついに、映画のシナリオに幸運にも出会うことができた⁷⁾。同シナリオは松竹撮影所印刷部が作成したもので、完成稿かそれに近いものと推察できる。依然として映像資料は見つかっていないため、同シナリオと実際の映画の内容はどの程度異なるのかはわからない。しかし、ほんやりとしてはあるが、ようやく、当

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

時の「男女同権」をテーマとした映画の全体像を知ることができた。これは筆者にとっては待ち望んでいた大きな発見である。加えて、「情炎」は、脚本家の久板栄二郎による「愛情の軌跡」というシナリオが原案とされ、それが新藤ら別の脚本家により書き直されて映画化されたことも明らかになった。

「情炎」と「愛情の軌跡」のシナリオを読み比べると、物語の主人公や設定はほぼ同じであるが、そのコンセプトがまったく異なることがわかった。後者の「愛情の軌跡」は、無意識に封建的な考え方を身につけている⁸⁾男女間のもつれと解放を描くことを通じて女性の経済的・社会的な自立やエンパワメントをテーマとしており、今日の視点からは「男女同権」の記念映画として適切な内容であるように思われる。そこで、なぜそれが、男女間の愛情に焦点を当てた映画に変わったのか、新たな疑問が浮かび上がった。

(2) 検討の視点——憲法第14条、第24条、第44条の立憲政策としてのトータルデザイン

日本国憲法の理念の実現には、それまで政治的権利がなく、家族制度や妻の無能力といった法制度によって社会的・経済的権利がなく、戦争中は出征した男性の代わりとなって国内の労働力を支えたとはいえ生計を支える働き方はごく限られて社会的・経済的権利が著しく乏しかった女性たちにとっては、まずはそれらの権利を差別されずに行行使するための力をつけることが必要であった。そこで、GHQにおける男女同権の実現をめざす当初の立憲政策のトータルデザインは、今の言葉でいえば「女性に力をつける」という政治的、経済的、社会的なエンパワメントの促進であった。その目的を深く理解したGHQ民間情報教育局のエセル・ウィード中尉を中心に、各地でさまざまな啓発活動が行われた。

他方、日本国憲法制定過程およびその関連法制の整備は、政治、家族、労働、教育、農村など各々の領域で行われた。こうして各論に分断された

ことで、日本政府側の保守的な意向が巧妙に入ってくることを許すことになった。GHQの上層部はそれにだんだんと同調していった。そのために、具体的な施策化の段階では、総合的なエンパワメントの視点は忘れられ、各々の分断はさらに進んだ。

そこで、憲法第14条、第24条、第44条を総合的にとらえた上で⁹⁾、改めて憲法第14条の「政治的、経済的、社会的関係において差別されない」という文言を軸にして各々を総合的・横断的に検討することで、本来の立憲政策の視点が浮かび上がってくるのではないだろうか、と考えられる。ここでは、男女同権を実現するための男性の役割がどのように扱われたのかにも注目する必要がある。

日本国憲法の施行から約70年後の今日に至るまで、さまざまな法制度が整備されてきたが、いまだに日本は男女間の格差が大きく、エンパワメントが進んだとは言いにくい状況¹⁰⁾である。2015年は、憲法の男女同権のスタート地点である女性参政権が法律上実現してから70周年という節目の年である。また、これまでよりも踏み込んで経済的・社会的平等を具現しようとする法律¹¹⁾が制定された年でもある。よって、この際に、男女同権について、憲法制定時の議論を振りかえって考察を深めることは、それなりに意義のあることではないかと思われる。

そこで、本稿では、映画「情炎」のシナリオを手がかりとして、日本国憲法の制定、公布、施行の前後における男女同権に関する議論を基軸にして検討することにより、政治的、経済的、社会的平等の保障という立憲政策のトータルデザインを明らかにしたい。

なお、日本国憲法の制定過程および政治、家族、労働の各分野における関連法制度の整備に関しては、先行研究に依拠して考察したが、紙幅の関係により文献は引用のみの最小限の記載に留めざるを得なかった。また、教育・スポーツおよび農村における男女同権についても当時の大きなテーマであるが、紙幅の関係により別稿¹²⁾としたい。また、引用の際に、漢字の旧字は新字に改めた。

1 政治的関係において差別されない

政治的平等は、憲法第14条だけではなく第44条として条文化された。1945年12月に衆議院議員選挙法が改正されて、日本国憲法制定の議論が本格化する前に女性の政治参加は実現した。憲法第44条はそれを追認した。

映画「情炎」は、女性参政権を扱っていない。しかし、女性参政権は先述のとおり、日本国憲法における男女同権の出発点である。そこで、本章では、まず、政治的平等について、衆議院議員選挙法の改正過程における男女同権という視座から検討する。

(1) 女性参政権付与への支持と反発

女性参政権については、戦前からその獲得運動が盛んであった。1945年8月25日、ダグラス・マッカーサー元帥が着任もしていない早い時期に、それまで女性参政権の獲得をめざして活動してきた女性たちが「戦後対策婦人委員会」を結成して、GHQに申し入れを行った。他方、当時、女性は思想の内容からいえば著しく保守的なのが現状であるとされ、女性参政権の付与に反対する立場の意見¹³⁾も強かった。

GHQのマッカーサーは、マニラから日本に向かう機中にあった同月29日に、女性に参政権を与えることを表明した¹⁴⁾。同年9月15日に東久邇宮稔彦王内閣総理大臣と会談した際もその必要性を強調した¹⁵⁾。同年10月11日の「五大改革指令」では第1項目において「一 選挙権賦与による日本婦人の解放——日本婦人は、政治体の一員として家庭の安寧に役立つ新しい概念の政府を日本に招来するであろう」¹⁶⁾とされた。政治に参画することで、家庭内の男女同権を実現し、それがよりよい日本社会をつくりだす基盤になるという、立憲政策のトータルデザインを示しているといえよう。

同月9日に発足した幣原喜重郎内閣において内務大臣に就任した堀切善

次郎は、衆議院議員選挙法の改正について、女性への参政権付与、有権者年齢の引き下げ、大選挙区制の採用が適当であると判断した。堀切は、その留学の経験から、女性の大多数の投票行動は左や右の極端な方にはいかず、中立的な公正な判断が国政の運営に役立つと考えた。女性参政権運動が活発になった当時の社会情勢なども考慮して、その実現を推進した。

その翌々日の11日の臨時閣議において、女性参政権付与が議論された。各大臣は基本的には賛成したものの、女性の選挙年齢は男性より5年引き上げるべきとするものや、女性には選挙権のみを与えて被選挙権は与えるべきではないという、男女間にちがいをつけた方がよいという意見もあった。結局、選挙権は男女とも満20歳にすることは同月13日の閣議において、被選挙権は男女とも満25歳にすることは同月20日の閣議において決定された。同月23日に閣議決定された「衆議院議員選挙制度改正要綱」において「女子ニモ男子ト同一ノ条件ヲ以テ選挙権及被選挙権ヲ認ムルコト」とされた。なお、同要綱には、選挙権および被選挙権の年齢引き下げ、大選挙区制の採用、選挙公報の簡素化、復員軍人および帰還在外邦人の臨時選挙人名簿の調整の必要性、沖縄県での選挙不実施、朝鮮人および台湾人も選挙権および被選挙権を有することなどが盛り込まれた。

他方、同年9月29日に衆議院に設置された議会制度調査特別委員会は、10月12日に「議員選挙法改正要綱」を議決した。同要綱には、その前日に閣議決定された女性参政権付与や選挙権および被選挙権の年齢引き下げといった内容は盛り込まれなかった¹⁷⁾。議会では当初、このような保守的な意見が主流であった。

同年11月28日に、第89回帝国議会上に衆議院議員選挙法改正案が提出された。衆議院の「衆議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会」の審議において、堀切内務大臣は、女性に参政権を付与する理由を、① 女性も一般に教養が進み、男子に伍し、代わり、男子亡き後を守って活動している実情から、選挙権行使に支障がない段階に来ていること、② 女性が政治に参与することは、女性の地位を向上し、国民の総意を如実に政治に反映で

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

きること、③ 今後婦人問題、社会問題など、女性の参加を必要とする諸問題の解決を促進して新日本の建設に寄与することが少なからずあることの3点を挙げた¹⁸⁾。これは、GHQ やマッカーサーによる立憲政策のトータルデザインと共通する認識といえよう。

また、女性に政治教育をより一層行った後に参政権を付与するのが穏当であると言及されるとともに、女性参政権と家族制度は調和が保てるのか¹⁹⁾、地方の女性代議士は愛しい夫や子どもと離れて夫婦円満が保てるのかという疑問や、妻が立候補する際の夫の同意について法文上明かにすべきであるという指摘があった²⁰⁾。その理由は、第一に、女性参政権とは、女性を外に出して男性と同じ役割に移行させることになり、家族制度の破壊に通じるからということである。第二に、民法上の妻の無能力制度により、選挙資金の借入などが必要な場合、実際には自らそれを行うことができなかつたためである。これに対して、堀切内務大臣は、女性参政権によって家族制度は壊されることはないこと、夫婦が互いの立場を了解することで家族制度の長所を發揮できること、女性が不当に圧迫されているという家族制度の欠点を補われることなどを挙げて、女性参政権と家族制度の調和を強調した²¹⁾。他方、参政権の付与にもなって民法など法律上、社会上の女性の地位も向上させる必要性が提起された²²⁾。結局、女性参政権に関しては、原案通りに成立した。

また、衆議院議員選挙法の改正に先んじて、同年11月21日に、治安警察法は「治安警察法廃止等ノ件（昭和20年勅令第638号）」により廃止され、女性が政党に加入することができるようになった。こうして、女性が参政権を行使する体制が整った。

なお、国会議事堂の傍聴席は、1890年11月29日に帝国議会が開設されたときから貴衆両院ともに、議場の公衆席に「婦人席」が設定されて、女性にも開放されていた²³⁾。第91回帝国議会の初日である1946年11月26日に、男女別の公衆席は廃止された。すなわち、女性の議員が初めて加わった第90回帝国議会の会期中は傍聴席に「婦人席」が設けられたままであった

が、その理由は明らかではない。

(2) 「連記制」というポジティブ・アクションの成果と反発

1946年4月10日に行われた衆議院議員総選挙において、女性は初めて参政権を行使した。当初は、有権者の女性の投票率は30～60%と予測されていた²⁴⁾が、普及・啓発を担当したGHQ民間情報教育局のエセル・ウィード中尉が全国を回って奮闘したり、投票に行かないとマッカーサーに叱られるといった噂が立った²⁵⁾りして、女性の有権者の投票を促し、投票率は67.0%（男性は78.5%）であった。女性の立候補者は79人であり、候補者全体の2.9%であったにもかかわらず、その当選者は39人（8.4%）であった。これについて、戦後直後は女性参政権に反対したものの後に支持するようになった宮沢俊義が「少し誇張していうと、日本国民が啞然とした」²⁶⁾と言及したように、当選数の多さはかなりの驚き²⁷⁾をもって受け止められた。女性の当選者が多かった理由は、選挙制度が、選挙区のうち定数5人以下では単記制（1人）であったが、定数6～10人では2人以内、定数11人以上では3人以内の候補者名を書く制限連記制であったので、すべて女性の候補者の氏名を記入したり、男性名を書いて余った欄に女性名を記入したりといった「票の一つ一つが積み積もつて『魔術の山』をつくつた」²⁸⁾からであろう。

ところで、女性活動家の市川房枝は、女性参政権の「呼び声とともに、女性の社会的、経済的地位の向上は期待してよいと思ひます」²⁹⁾という当時の立憲政策のトータルデザインをふまえた認識であったが、この具現はうまくいかなかった。その理由は何であろうか。

この選挙結果は、共産党が5議席を獲得したことと、女性の当選者が多かったことから、政府や保守派から強い批判が起こった。1946年5月に、東京都選挙管理委員会は内務省に対して、制限連記制を見直すよう申し入れた³⁰⁾。同年12月5日に、自由党と進歩党は、大選挙区制限連記制から中選挙区単記制への復帰を含めた改正を行うことで意見が一致した。社会

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

党は、参議院の全国区・地方区という選挙区制の採用が明らかとなったので、衆議院については中選挙区制がよいとの意見が有力となった³¹⁾。改正案に関する与野党のちがいは、制限連記制を維持するか、単記制に戻すかという点であった。

1947年2月1日に予定された「2・1ゼネスト」が前日の1月31日に中止され、その後の2月6日にマッカーサーは、吉田茂内閣総理大臣に、次の衆議院総選挙の時期が到来した旨の書簡を送った。これ以降、政府・与党の中選挙区単記制への改正の動きは本格化した。GHQのコートニー・ホイットニー民政局長は、当初は、現行制度での選挙は1回のみでありその是非について早急な判断はできないとしたが、同年3月14日には、選挙区制は議会の選択に任せるとの方針転換を吉田内閣総理大臣に伝えた³²⁾。

衆議院における議論では、法案を審議する委員会の委員30人のうち、女性は山下春江（進歩党）の1人であった。野党から、単記制への復帰は女性議員の数を減らす影響を生じることが問題視された。加藤鏖造（社会党）は、①日本の再建のために女性の非常な協力が必要であること、②女性を解放しなければ日本の民主化が行われないこと、③せっかく前回の選挙で非常に進出した女性議員をまたひっこめてしまうのは、日本の民主化において女性の協力が減退する結果になること、④女性の協力を政治に求めるには、女性の政治への進出が必要であることという4点から、改正案に反対した³³⁾。

幣原内閣総理大臣は「この法律の改正案というものは、決して婦人を減ずるなんという考えは毛頭ありません。婦人の努力を政治の上に利用するということは、これはきわめて必要なことであり、有益なことであると思っております。そういったような意味でこの改正案が出たものではないと私は確信いたします。また私はそういったような結果を生じないように、私は自分で念願しております。」³⁴⁾と答弁した。

貴族院の議論では、野党議員からの、女性の当選率が低くなると考えられるが、その点について女性代議士を今までのような割り当てに出しても

raitaiという意味合いから考えるとどうなるかという質問³⁵⁾には、植原悦二郎内務大臣は、中選挙区単記制は女性候補者には「相当不利」³⁶⁾だと思ふと答えた。

他方、国会外では、この改正に対して女性議員が反対するかどうか、その動向も注目されたようである³⁷⁾。貴衆両院において女性の議員の発言は見当たらず、その活動状況は明らかではない。他方、制限連記制が「彼女等を当選せしめる秘密の鍵でもあるかの如く」³⁸⁾に、女性議員が超党派で改正に反対を示したとの示唆もある。

結局のところ、同修正案は3月30日に衆議院で、翌31日に貴族院で可決されて、同日に公布された。いずれにせよ、女性候補者に不利益になる側面は指摘されていたものの大きくは問題視されず、選挙制度の変更は是認されたのである。

1947年4月25日の衆議院議員総選挙では、その懸念は現実となった。女性の投票率は61.6%（男性は74.9%）に下がり、当選者はわずか15人（3.2%）と、24人減少した。女性議員の割合が落ち込んだことは、「連記制による水ぶくれが清算された結果に外ならない」³⁹⁾として問題にされなかった。

(3) GHQ における「女性のエンパワメント」に関する二面性の顕在化

加藤シヅエは、戦前から当時に至るまで、女性参政権運動のリーダーであったが、それでもなお、GHQ 参謀第2部長のチャールズ・ウィロビー准将に指摘されるまで、「選挙になって自分も出る番がきているということに全然気がつかなかった」、「選挙はどうしてやるのかわからない」⁴⁰⁾と述べるほど、女性にとって立候補への道のりは遠かった。

GHQ 民間情報教育局のエセル・ウィードは、こうした日本の女性たちの消極性に気がついて、日本の女性活動家のリーダーたちとの協議をもとに「女性を投票させるための情報プラン」を作成した。その目標の一つに「女性の政治への参加は民主的社會に不可欠な要素であることを示すこと」

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

を挙げて、広報にあたっての具体的な方法を示した。これは、選挙での女性の聡明な選挙権行使を勧告する1946年2月3日付のカーミット・R・ダイク民間情報教育局長の覚書に添付して、同局の各課長に送付された⁴¹⁾。それだけではなく、ウィードは、自ら積極的に地方に出かけていき、地元の新聞社との共催や記者との懇談を行って、その内容が紙面で記事になるように仕向けた⁴²⁾。このように、女性参政権実現に向けてのGHQの普及活動は積極的であった。しかし、民政局と民間情報教育局は、女性解放の観点から女性への啓発活動は必要であると考えていたが、他方で、女性だけの団体をつくってはいけない、男女同権なのだから女性だけを別扱いしてはいけないという、矛盾した指令を出していた⁴³⁾。ただ、講演会では多くの出席者を確保するため動員がかけられた。その結果、地域の裁判官、公務員、有力者との懇談だけではなく、女性団体や地域団体を対象とした規模の大きい講演会から車座になっての座談会まで、さまざまな広報活動が行われた。

すなわち、エンパワメントの視点から、男女同権の普及活動にとりわけ大きく貢献したのは、このウィードである。教育学研究者の上村千賀子の研究に基づいて、ウィードの経歴やその活動を整理しておきたい。

ウィードは、1945年10月26日に日本に到着し、GHQ民間情報教育局企画・実施班に設置された女性情報サブユニットに配属され、女性情報担当官に任命された。かつて新聞記者などをしており、その広報活動の経験をいかして、女性の選挙権行使キャンペーン、婦人団体の組織化と民主化、労働省婦人少年局の設置、民法改正、その他さまざまな女性への啓発活動に取り組んだ。また、各府県の軍政部ごとに、女性の問題を扱うため、女性の担当者を配置することにも尽力した⁴⁴⁾。さらに、GHQ内の他のセクションや地方軍政部の担当者、日本政府、女性団体との連絡、地方向け情報・啓発事業の企画なども担当した。選挙の広報活動については、アメリカの歴史家であるメアリ・ピアードに助言を求めた。

こうして民間情報教育局は、1946年4月の選挙にあたっては、新聞だけ

ではなく、ラジオなどさまざまな方法によって大々的な広報活動を行った⁴⁵⁾。しかし、1947年4月の選挙で女性議員の数が激減しても、同局はその下落を止める方策を講じなかった。このように1年前の活動との落差が大きいのはなぜであろうか。

女性参政権付与に積極的な姿勢であったマッカーサーは、自らの方針により1946年4月の選挙で女性の議員が数多く当選したことを喜び、女性の議員全員を招いて会合を行った。当選を祝福する一方で、女性議員たちに、立法に影響を及ぼそうとして女性だけで集まるような「女性ブロック(陣営)」を形成する誘惑に駆られないようにと強い調子で警告したとのことである⁴⁶⁾。この、女性が女性の権利を実現するために集まって活動しようとする事への抵抗感は、後述のとおり、労働省婦人少年局設置に向けた検討の際に再び顕在化して、影響を与えた。GHQのセオドア・コーエン労働課長は後に「マッカーサーは、婦人参政権を含め、女性解放にも責任を負った。重要であっても、このどちらも占領の全体の流れに大きな影響を与えるものではなかったにもかかわらずである。」⁴⁷⁾と振り返ったように、GHQは女性の政治参画の位置づけを消極に転換した。

日本の女性の政治活動についての先駆的な研究者である、アメリカの政治学研究者のスーザン・ファー⁴⁸⁾によると、GHQの女性職員と日本の女性活動家のリーダーとの連携を「女性の政策同盟(Women's Policy Alliance)」⁴⁹⁾と呼び、女性の権利に関する法改正や広報啓発活動に大きな影響を与えたとする。それがGHQ上層部の批判の対象となったようである。

(4) 小 括

女性参政権の実現について憲法第14条、第24条、第44条を総合的・横断的に理解する視点から考察すると、次の3点が指摘できるだろう。

第一に、初期のGHQおよびマッカーサーは、女性が政治的・経済的・社会的に差別されないことが日本社会の改革に必要なので、その最初の一

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

歩となる女性参政権の付与をとりわけ重要視していたことがわかった。GHQは女性参政権の付与にあたり、「女性のエンパワメント」や「エンパワーする」という言葉は用いていない。しかし、その進展と停滞の経緯を検討すると、「女性たちに権限を付与する」という意味での「エンパワメント」と「女性たちの力をつける」という意味での「エンパワメント」⁵⁰⁾が、当初は並列したが、女性議員の予想外の大量当選をきっかけに分離され、前者が実現したので、後者は不要なものとして放置されたと考えられるのではないだろうか。この「分離」と「放置」は、総合的・横断的に男女同権をめざすという当初の目的からの方向転換といえよう。これは、「経済的・社会的な関係において差別されない」という憲法上の理念を具体化する法制度の整備、具体的には民法改正および労働基準法や労働省設置法の制定に影響を及ぼすことになった。

他方、ウィードなど、GHQの中・下級の女性職員は、男女の政治的平等が、経済的・社会的な平等ももたらすと考えた。草の根で女性たちのエンパワメントを促進する活動に積極的であり、その成果は実を結んだ⁵¹⁾。これに対し、GHQの上層部は、女性が政治的な能力を身につける活動には熱心であったが、その能力をいかして政治に参加し、社会的・経済的にも自立した個人を形成することへの視点は十分ではなく、さらに、女性の政治家同士が結びつくことを嫌がった。

第二に、GHQの方針を日本側が先取的に取り入れられたと評価されてきた女性参政権の採用は、実際の日本の政治指導者たちの意図は、女性解放や女性の自立による男女同権の実現を意味するものではなく、封建的な家族制度と共存するものであった。芦田均がいうように、「日本婦人は国家、社会に対する関心がうすいことと、従つて公共問題についてはつきりした自分の意見をもつ人が少いということである。だからたやすく先入観にとらわれ、低調な宣伝にかかりやすく、さらに反面からみれば、男性よりも自主性が乏しいことである。』⁵²⁾ という見方が大勢であり、政府にとっての女性参政権の実現は、本来は保守的漸進的な影響が期待され⁵³⁾、

現体制維持の手段に過ぎなかった。政府側は女性の政治参画が、民主化を推進して新しい日本をつくるためによいという意味をもって女性候補者に投票した人は少ないという見方を示してこれを裏づけた⁵⁴⁾。選挙権を行使する女性は、男性と同様の「市民」や「個人」としては想定されていなかったということである。こうして、1947年の衆議院選挙法改正の際は、すでに日本国憲法が公布され、第44条があるにもかかわらず、女性がその能力を発揮する十分な機会がないままに、保守的な要素をもつ中選挙区単記制に変更された。

第三に、連記制は女性候補者に対していわば「ポジティブ・アクション」として機能し、その当選するのに大きく貢献した。当時、選挙法制を所掌した内務省行政課の課長は、制限連記制の本旨である少数代表の目的は、1946年の選挙ではある程度達せられたと指摘した⁵⁵⁾。

単記制への改正は女性の候補者に不利になることが野党からは問題視されて、政府もその認識を共有していたが、政府与党の強い決意⁵⁶⁾により改正が遂げられた。政府の予測どおり、1947年4月以降の女性議員の割合は大幅に低下した状態が続き、1946年4月の39人(8.4%)よりも衆議院議員の女性の割合が高くなったのは約60年後の2005年の小泉純一郎内閣が行った郵政解散選挙において多数の女性「刺客」候補が擁立されて、そのうち43人(9.0%)が当選⁵⁷⁾するまで待たなければならなかった。

単記制は、性別に中立的な選挙制度であり、当然、憲法第44条にも第14条にも違反しない。ただ、女性に不利に働く制度であった。一方、制限連記制は少数代表を可能とするため、女性の候補者にも当選する機会が増す制度であった。政治学研究者の岩本美砂子は、この機能に着目し、地方議会における2票制の連記制の導入を提言した⁵⁸⁾。

ところで、フランスは、2013年5月に県議会議員選挙制度を改正し、その立候補は男女ペアの2人組で行い、各選挙区から1組を選出する「パリテ2人組投票制」を導入した⁵⁹⁾。2015年3月の県議会選挙において、同制度による初めての選挙が実施され、当然であるが、議員の男女比は半々

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

となった。女性も議会に参画することが民主主義の具現とするフランスならでは特徴のある制度であるといえよう。それを参考にすれば、日本ではクオータ制の導入には強い抵抗があるが、制限連記制を導入することで、ある程度はポジティブ・アクションと同じような効果が得られるのではないだろうかと思われる。1946年の選挙の経験は、こうした観点からも記憶されるべきであろう。

すなわち、憲法第44条を、憲法第14条および憲法第24条と総合的・横断的に理解すると浮かび上がる「女性のエンパワメント」という視点が、政治的平等は「女性も男性と同じように選挙権、被選挙権を持つ平等」に置きかえられた。こうして、日本国憲法の制定および関連法制度の整備により、政治的関係における男女同権が実現した、とみなされたのである。

2 経済的・社会的関係において差別されない

——夫婦関係および家庭内

映画「情炎」は、夫婦の関係性が描かれており、日本国憲法第24条を主な内容としている。ところが、シナリオから映画化されるまでに、原作者の久板栄二郎と製作者側との間で、内容の改変をめぐる論争が起きたことが明らかになっている（詳しくは後章「4」で扱う）。この論争は、おそらくは、当初は映画のコンセプトに、憲法第24条の家庭内における平等と、憲法第14条の経済的・社会的平等の両方の視点が含まれていたにもかかわらず、製作者側は後者の視点の重要性が理解できなくて、結局のところ前者の視点をアピールする映画として完成することになったゆえではないか、と推測できる。

そこで、本章では、経済的・社会的平等について、憲法制定過程および民法改正過程における夫婦関係と家庭内における男女同権という視座から検討する。なお、戸籍法の改正過程は、紙幅の関係により扱わない。

(1) GHQ における憲法改正草案の作成

1945年12月28日に開催されたGHQ 民政局の会議にて、GHQ は封建的・全体主義的な慣行の根絶に関して任務としていることを確認し、「日本の社会的・政治的構造の全ての基本となっているところの家族のレベルで問題を根絶しないことには、日本における民主主義の発展は実現できないだろう」⁶⁰⁾ という結論に達した。その活動の当初から、家族制度の廃止が視野に入っていたことがわかる。

GHQ 民政局は、マッカーサー草案を作成する際、運営委員会のもとに7つ(立法、司法、行政、人権、地方行政、財政、天皇・条約・授權規定)の小委員会を設置した⁶¹⁾。このうち、女性の権利については、「人権に関する小委員会」で案が作成された。

当時のGHQ 内では珍しい民間人の女性職員であったベアテ・シロタ⁶²⁾は、同小委員会のメンバーであるピーター・K・ロウスト中佐から、女性だからという理由で、女性の権利に関する憲法起草作業にも実質的に加わることを許された⁶³⁾。シロタは、このチャンスをいかして、第二次大戦前の、自らの幼年期から少女期までの日本在住の経験から、とりわけ家庭内における男女平等を重視した規定を憲法典に盛り込むことが重要と考え、詳細な条文案⁶⁴⁾を準備した。内容は多岐にわたるが、その主なものを整理すると、婚姻と家庭における男女平等(第18条)、妊婦と乳児のいる母親が国から援助を受けられる権利(第19条)、婚外子に対する差別の禁止(第19条)、養子縁組(第20条)、教育の理念(第23条)、子どもの医療の無料化(第24条)、児童労働の禁止(第25条)、女性が職業に就く権利(第26条)、女性の参政権(第26条)、男女の賃金平等化(第26条)、法律に基づく社会保障の実施(第29条)などであった。

シロタの案は、民政局運営委員会による最終的検討で、憲法で規定するのが妥当であるかどうかは疑問であり、むしろ法律の規定にまつべきであるとの民政局次長チャールズ・L・ケイディスの指摘⁶⁵⁾があり、文言を手直しされ、2月13日に日本政府に提示されたマッカーサー草案第23条⁶⁶⁾

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

および第24条としてまとめられた。

(2) 保守派による復古の試み

3月4日のGHQと日本政府との協議の際には、マッカーサー草案第23条の「家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ滲透ス」について、日本側は意味がない文言であると反発して、削除された⁶⁷⁾。さらに、「両親ノ強要ノ代リニ」や「且男性支配ノ代リニ」は、条文は簡潔を旨とする日本側が「節約のため」⁶⁸⁾として、削除された。最終的に日本側は、現行憲法第24条の文言には同意して、憲法改正案が作成された。ただし、この「男性支配の排除」が日本側の憲法改正草案要綱第22では「夫婦の同等の権利」にかわったことで、固定的な性別役割分担を前提とした夫婦関係および家庭内の平等でも良いと理解できる趣旨に転換した⁶⁹⁾といえよう。帝国憲法改正案は1946年6月に帝国議会に提出されて衆議院および貴族院で修正可決された後、枢密院で再可決された。日本国憲法は1946年11月3日に公布され、翌1947年5月3日に施行された。

1946年7月3日に、吉田内閣は、憲法改正にともなう諸般の法制の整備に関して調査審議するため、諮問機関として「臨時法制調査会」（会長：吉田内閣総理大臣、副会長：金森国務大臣）を設置して、民法改正に向けての議論が始まった。委員59人中女性は、女性運動家の河崎なつ（1947年に社会党所属の参議院議員となる）と久布白落實（矯風会）、作家の村岡花子の3人であり⁷⁰⁾、法律問題に精通している女性の弁護士⁷¹⁾などの人材は含まれなかった。

当初は戸主権や家族制度は廃止しないとしていた政府が、1946年8月になると態度があいまいになり、同年9月にはこれらの廃止を言明するようになった⁷²⁾。ただ、政府の当初の考え方は、家族制度はなくすとしても、「氏」をその代役にして、家族制度を実質上存続させようとした⁷³⁾。すなわち、1946年7月の民法改正要綱案では「第七 妻は夫の氏を称すること、但し当事者の意思に依り夫が妻の氏を称することを妨げざるものとす

ること」⁷⁴⁾とされた。翌8月の司法法制審議会における改正案では、「当事者の合意による」とすると妻の「氏」を選択できる幅を広く認めすぎること⁷⁵⁾ので、「第八 夫婦は共に夫の氏を称すること、但し入夫婚姻に該る場合に於て当事者の意思に依り妻の氏を称するを妨げざるものとする」と⁷⁶⁾と、いわゆる「入り婿」の場合に限定して妻の氏を称してもよいとして保守色を強めた。このように、国会に提出される前の民法親族編・相続編改正法案では、第1次案(1946年8月11日)から第6次案(1947年3月1日)までは夫の氏を称することが基本とされた。しかし、第7次案(1947年6月24日)ではこれが劇的に転換して「新第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と修正された⁷⁷⁾。同改正案は、1947年8月24日に衆議院で可決され、同年11月22日に参議院で可決された。同年12月22日に公布され、1948年1月1日に施行された。

民法改正作業に関わった民法学研究者の中川善之助は、「いくら妻も夫も対等であると考へて見たところで、その社会的生活力に於いて、妻が力なく、夫の経済力に依存しなければならないとしたら、実際には何の役にも立たない」が、「男女の間の法律的条件を揃へることによつて、経済的にも両者の出発点だけは同じものとする事は出来る」⁷⁸⁾とともに、女性の教養や技能が向上して男性と同等になることで解決される性質のものであると言及した。権利の具現には女性のエンパワメントが必要であることを指摘するものとして、注目される。また、相続の均等性の実現は、家族制度の廃止だけではなく、「経済的平等」を実現する手段として位置づけられた。

(3) 民法改正の議論における、女性によるサポーター団の活躍

1946年3月15日に5人の女性の弁護士と非公式の会合をもったGHQ民政局裁判所法律課長のアルフレッド・オプラーは、その際に彼女たちから家族法についての覚書を手渡された。この覚書は、家族制度を「重大な封建制の残滓のひとつ」とし、その廃止または少なくとも大幅な改革の必要

性を訴えたものであった⁷⁹⁾。先述のとおり、GHQ 民政局の任務に封建的慣習の廃止が含まれていたことから、家族制度は GHQ の関心事となっていく。

他方、GHQ の民間情報教育局は、1946年初めからエセル・ウィードを中心として、家族制度のもとにおける女性の法的地位を熱心に研究していた。1947年2月～3月に、ウィードは民法学研究者の川島武宜および弁護士の渡辺道子や田辺繁子らと懇談を重ね、民法に関する意見を集めるとともに、民法改正の内容を国民が理解するための議論や活動の必要性を認識した⁸⁰⁾。当時の希少な女性の法律家は、民法改正を議論する審議会のメンバーには含まれなかったが、オプラーやウィードを経て、その知見を実際の法改正に反映させた。

オプラーは、日本の女性の解放は家族制度廃止の立法がなされた後に進展を示したとしつつ、女性たちが「法律的に勝ち取った諸権利を実際に行使用すること」⁸¹⁾ がその成功の試金石となるとみていた。これは「夫婦関係の平等化」と「家族制度の廃止」を通じた「女性の経済的・社会的自立」という意味合いであろう。ここで活躍したのは、GHQ の中・下級の女性職員と、上層部の男性職員の妻⁸²⁾ たちである。彼女たちは、雑誌や書籍⁸³⁾ に寄稿するだけでなく、東京や地方に出かけての女性グループとの対話や講演を行って、日本の女性の組織化と啓発を担った。

ウィードは1週間に60人以上の女性活動家と積極的に女性の権利に関する問題を討議していたようである⁸⁴⁾。その地方視察や講演は、1946年から1949年までに少なくとも14回行われた⁸⁵⁾。テーマは多岐にわたり、女性団体、参政権、法的地位、農地改革などであった。講演の内容は、1946年のはじめでは、同年4月に行われる予定の衆議院総選挙に向けて、女性たちを激励した。1946年後半から1947年のはじめは女性団体の民主化についての講演が多く、本州、四国、九州においてのべ約5000人の女性たちと会合を行った。憲法施行後の地方での会合では、民法改正が大きなテーマとなった。なお、憲法普及会が行った憲法普及のリーダーを養成しようと

して国が受講生を呼び集めて行った講演会における女性の参加は全体の2087人中128人(6.1%)に過ぎなかった。このように憲法普及会の啓発活動は「官」を中心とした⁸⁶⁾「上からの」活動であったが、これと対照的に、ウィードを中心とした啓発活動は「地域草の根」を基盤としたものであった。1947年6月9日から13日までは弁護士の渡辺道子とともに新潟県と山形県へ行き、同年7月25日から8月6日までは弁護士の田辺繁子とともに鳥根県を視察した。ウィードは各地で講演終了後に、地域の女性団体のメンバーとの懇談する時間を取り、ときにそれは夜まで及んだ。地方の女性たちにとって、そうした場で民法改正について議論することは、家庭内のプライベートなことを公にして、法律には詳しくなくてもそのあり方について議論し、他の女性と経験や対策を共有するという、おそらく初めての機会となった。ウィードの取組はまさに今日でいう「エンパワメント・アプローチ」と呼べるだろう。また、こうした視察には地方軍政部の女性担当職員の協力を得て行われたが、それは彼女たちの研修にもなり、その後の活動にいかされた。

なお、GHQは家族制度の廃止を強制しなかった。民法改正に対する対応からみると、当初は、日本の封建的慣習の廃止には家族制度の見直しがかギになるとされていたが、その後の非軍事化と民主化の占領政策において「第二義的な重要性しかない」⁸⁷⁾と消極に位置づけ直されたからであろう。オプラーやウィードは、GHQの方針ではなく、単に個人的見解を述べたに過ぎない⁸⁸⁾とされている。これは、家族制度のように国民の生活感情に根ざしている規範を、外国人の干渉によって変革させられたと受け止められることから生じる国民感情の反発をおそれていたようである⁸⁹⁾。

(4) 男性の役割への着目

憲法第24条は「両性の本質的な平等」としていることから、本来ならば、「家庭内での男性の責任」に関する議論の必要性も想起される。今日その必要性が説得力をともなって広く議論されるようになった。男女同権

では最も遅れている領域であると考えられる。

ところが、日本国憲法施行当時に、わずかばかりではあるがこの視点での議論が見いだせる。日蓮宗の機関紙「法華」では、新憲法により男女同権になったことは、「男子に対しても亦従来の封建的態度を一変して、女子の人格を尊重すべき義務を負担せしめたる一大革命であることを認めなければならぬ」⁹⁰⁾として、夫と妻は対等であること、舅姑の嫁いじめの慣習は誤りであることを指摘した。芦田均は、「新憲法、改正民法が男女の本質的平等を規定したことは、まことに機宜をえた改革と思うが、この改革の裏付けとなるべきものは、われわれ国民の生活態様の改善であつて、日常生活の思いきつた改革なくしては、男女同権の思想は実をむすぶことができないのではないか」、「この問題はただ婦人の自覚にまつというばかりでなく、男性もまた父兄として、夫として、助力する重い責任をおわされているのであるが、両性の自覚と努力を出発点として、実質的に婦人の地位の向上をはからなければならない」⁹¹⁾と、男女同権の実現への男性側の変革の必要性を指摘した。映画監督の黒澤明は、男女同権には、女性は「女らしさ」に縛られずまず人間として自立し、男性は女性の欠点を非難する前にまず自らの責任を反省して行動することが必要であると述べた⁹²⁾。

このような夫婦関係および家庭内における男女同権の実現に関する男性の役割についての議論がもっと注目されて発展していれば、今日の社会は大きくかわっていただろう。

ところで、日本国憲法が施行された翌年の1948年に制定された「国民の祝日に関する法」において、「こどもの日」が、「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。」(第2条)とされている。「父母への感謝」ではない。父親の存在が抜けているのであるが、この点も、当時の政府では、家庭内の男女同権とはいえ、子育ての責任は女性のみにも焦点があたっていたことの表れではないかと考えられる。

(5) 小 括

憲法第24条に基づき、民法と戸籍法が改正されてもなお、保守派からはたびたび、家族制度が国体の支柱であることが言及されている。民法学研究者の和田幹彦は、圧倒的な質量の一次資料を用いた詳細な研究において、GHQ 側は「憲法13・14・24条制定や民法・戸籍法改正に関する史料に見る限り、『国体の一支柱』としての『家』には言及していない」⁹³⁾ ことを明らかにした。このギャップのすきまに日本政府側が家族制度の考え方をすべりこませ、温存させてその要素を男女同権に関する各々の法制度に通底させたといえるのではないだろうか。実際に、GHQ による占領が終わろうとする1951年4月9日に、当時の吉田内閣総理大臣は、マッカーサーに宛てて、占領期の諸改革を見直したい旨の書簡を送った。その内容は広範囲にわたるが、家族制度については、家長の地位の法制化や長子相続の復活が含まれていた⁹⁴⁾。結局、マッカーサーの解任によりこの書簡が伝わることはなかったが、このように、女性の経済的・社会的な平等実現には、執拗に、徹底して反対の意思を貫いていることがわかる。

また、金森徳次郎は、「憲法は法の面から規制している。男女の性の別によつて政治的経済的又は社会的関係に於て差別されないことを明にしている。だから選挙権を区別したり賃金を区別したり席次の差を作つたりしてはならぬのである。但しこれは法律や行政などの公権力の発動からするのをとめるのであつて、家庭内の私事を規制する意味ではない。」⁹⁵⁾ と述べた。これは、日本国憲法の施行後も、家族制度の中の固定的な性別役割分担や性差別を是認しているように見える。加えて、こうした考え方に基づき、協議離婚の際の慰謝料の低さや養育費の未払いなどは当事者の問題として長年放置された。家庭内におけるドメスティック・バイオレンスや虐待があっても、夫婦間や家庭内の問題として法的な対応は十分にはなされなかった。

他方、民法学研究者の末川博は、憲法第13条、第14条、第24条、第25条の規定は、かつての封建的な思想や拘束から女性を解放してその人間性を

確立するのに役立つ意味を有しているということができるとの解釈を示した⁹⁶⁾。これはまさに、男女同権の総合的・横断的な理解である。末川は、それが女性の実生活上にどのようにあらわれているかを、家事審判事件の女性による申立ての多さに注目して検討した。1949年1月から6月までに全国の家庭裁判所に家事審判として持ち込まれた事件のうち、女性からの申立てが2万件以上も多く、主動的であることを見出した。婚約の不履行や離婚に基づく慰謝料についての女性からの申立ての圧倒的に多さについて、「一方では、これまで女性が封建的な拘束のもとに忍従していたきゅうくつな生活からのがれようとする努力のあらわれであるとともに、他方では、解放された女性がだんだん人間的な自覚をたかめてきたその地位の向上のあらわれであるともいえるだろう。そして女性の地位の向上は、現実には、経済的裏づけを得なければならぬのだから、漸次にその方向においての事件も増加している。」⁹⁷⁾と、草の根では女性がエンパワーされていることを評価した。

しかし、古くからの家族制度の根強さに支配されて個人の尊厳も両性の本質的平等も無視されていると思われる場面の典型例として、家事審判事件にあらわれる相続放棄申述の事件が圧倒的に女性の申立てが多いこと⁹⁸⁾を取り上げた。末川はこうして、民法上の男女同権の理念が実効性をもたず、女性の意思によって結局は男性が相続人となるという家族制度の慣習の根深さへの口惜しさをにじませた。

こうして、憲法第14条および第24条、第44条と総合的・横断的に理解すると浮かび上がる「女性のエンパワメント」という立憲政策のトータルデザインは、日本国憲法の制定や民法の改正過程において、夫婦関係および家庭内における経済的・社会的平等は「離婚の際の慰謝料請求権や相続権による経済的平等」および「結婚および離婚の自由や養子における夫婦間の平等の権利の実現による社会的平等」であると置きかえられた。そのため、夫婦関係および家庭内における男女同権の推進は、固定的な役割分担に基づく不平等な構造が前提とされていても、日本国憲法の制定および関

連法制度の整備によって実現した、とみなされたのである。

なお、当時の社会の受け止め方をみると、いわゆる入り婿にとっては女性に「負けずおとらずの喜びにヒソかに胸躍らせる男性陣もかなりある」⁹⁹⁾ というように、「男性解放」という意味合いもあった。また、女性参政権の政治的平等とともに、変化がわかりやすく目に見えたからか、「男女同権」が、日本国憲法の三大原則として「国民主権」「平和主義」と並び評されるほど、市民には大きなインパクトがあった。日本国憲法を紹介する新聞記事は、離婚や相続に関する内容が多かった。憲法啓発のために作成された媒体にも多く取り上げられた¹⁰⁰⁾。たとえば、1947年に憲法普及会が作成して日本の全2000万世帯に配布されたという啓発冊子『新しい憲法明るい生活』では、親しみやすいイラスト入りで紹介された(資料)。

〔資料〕 憲法普及資料における男女同権のイラスト



(出典) 憲法普及会編『新しい憲法明るい生活』(1947年) 8 (左), 10 (右) 頁。

3 経済的・社会的関係において差別されない ——労働および経済的自立

映画「情炎」で描かれる経済的・社会的平等は、夫婦関係および家庭内の事項にとどまった。そこで、本章では、経済的・社会的平等について、憲法および労働基準法や労働省設置法の制定過程における男女同権という視座から検討する。なお、この分野も多くの先行研究がある¹⁰¹⁾ので、これに依拠して考察する。

(1) 経済的・社会的な平等を実現する重要性へのいち早い気づき

経済的・社会的平等を求めて、まず、働く女性たちが声を挙げた。1945年11月9日に、同年12月の労働組合法の制定に先んじて、東京警察病院の看護婦（当時）130人により女性による労働組合が設立された。同組合は勤務条件と待遇改善を使用者側に要求し、認められた。このように、当時の女性労働者は、その経済的・社会的平等の実現として、労働組合を結成したり、結成された労働組合に「婦人部」を設けたりすることによって、主に、同一労働同一賃金の実現および生理休暇の獲得をめざしていた。

男女の同一労働同一賃金について、日本国憲法が公布された後の1946年12月に、評論家（当時、後に社会学研究者）の鶴見和子は「憲法上の男女同権」は同一労働同一賃金とつながっており、「法律上の男女同権」は女性が男性の賃金よりも低い場合は男性のレベルまで引き上げることになる、と言及した。また、いち早く、同一労働同一賃金と女性保護の2つの要求の矛盾を指摘した¹⁰²⁾。すなわち、歴史的にみて、かつては女性の解放のための政策であった女性労働保護法が、生産力の発展と女性労働者の進出にともなって、かえって女性にとっては束縛となったことを警告して、特別に女性が法律上の保護をうけている「婦人労働保護法」は「やめることになる」と述べた。さらに、「日本でも新しく憲法で、男女の本質的平等

に基く婚姻といふことを定めても、男女の経済上の平等といふ裏づけがなければこの美しい平等の二字も、一片のほごとなつてしまふでせう。』¹⁰³⁾と、労働により経済的に女性がエンパワーする必要性をすどく見抜いた。

法制史研究者の藤田嗣雄は、「婦人がおのれの人格の尊厳を保持してゆくためには、古くからとなえられていたように、その経済的自立が樹立されなければならない。婦人が男子によつて衣食する限り、その独立を主張し得ないであろう。婦人の企業家としての地位は、両性の本質的平等が認められている今日、その経営能力に缺けるところがなければ、男に伍してそれを向上することができる。』¹⁰⁴⁾と、鶴見と同じく、女性の経済的自立とエンパワメントの必要性を指摘した。他方で、「女子が男子に比較しその身体が虚弱であるためと、性による相違に応じて、適当な保護が与えられなければならない』¹⁰⁵⁾と、鶴見と異なり、女性保護の必要性に言及した。

また、藤田は、夫婦関係および家庭内における男女同権と、労働における男女同権の連関性についての的を射た指摘をした。その実現のために保育所や託児所が切実に望まれることも付け加えた¹⁰⁶⁾。

憲法学研究者の宮沢俊義も、1946年にこの点について、同じ問題意識から言及した¹⁰⁷⁾。すなわち、第一に、男女間の社会的な分業が行われる結果として経済力を獲得するのが多くの場合男性の任務となり、そのため男性が家庭における経済的な支配者となり、女性はそれに隷属せざるを得なくなる。第二に、女性問題を解決するには、女性の職業問題を解決することが絶対に必要になる。第三に、女性が男性と同じように、同じ条件で職業につくことができない限り、女性はどうしてもある程度男性の支配下にならざるを得ない。男女の対等は経済的対等の基礎の上のみ成立する。第四に、女性の職業問題の解決は極めて難しいが、それが解決されない限り、女性の問題は根本的には解決されない。終戦直後に示された宮沢の保守的な見解と大きなちがいがいるのは驚きであるが、当時の憲法学研究者の見解として興味深い。

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

他方、憲法学ではこのような視点はいつの間にか忘れ去られたようである。当時の憲法学では、男女同権は第24条を中心として説明し、それは家庭内のことからであるからこれは憲法学の領域ではなく、民法学で扱うべきとした。賃金差別の問題は、憲法上の男女同権の課題というよりも労働権一般の労働法学の課題として位置づけられた。よって、経済的・社会的な男女同権は憲法第14条の事項として十分に議論されなかった¹⁰⁸⁾。憲法学の領域において憲法第14条における男女平等が扱われるようになったのは、結婚退職制や女子若年定年制など、女性が自ら受けた差別や不平等を、憲法第14条の問題として裁判で争うようになった1960年代以降となった。

(2) 労働基準法制定過程における不平等構造の放置

① 「同一価値労働同一賃金の保障」から「男女の賃金差別の禁止」への転化

GHQ では、労働条件の改善によって労働者の地位を向上させることが、日本が再び軍国主義化するのを防止するための最善の保証の一つであると考えられていた¹⁰⁹⁾。女性の労働者としての地位向上も、この視点から検討が進められていく。

GHQ 対日労働諮問委員会は、1946年2月から7月までに、対日労働政策に関する事実の調査と勧告案の作成にあたった。同年7月29日に提出された最終報告書では、「五 賃金、給与政策」に、当時の日本の女性労働に関する的確な分析があるので、引用しておきたい。

「同一労働同一賃金

(六) 日本の伝統的賃金構造の最悪の特徴の一つは、仕事の能率が同一である場合においてさえ、女子に対して男子よりも低い賃金を支給するという一般的慣行である。この慣習は健全な労働政策に矛盾するばかりでなく、占領の一般目的——婦人の従属性をもたらす法律上のまたは制度上の差別

待遇を除去すること——に矛盾するものである。性にのみ基づく賃金格差は、明白に法律によって禁ぜられなければならない。』¹¹⁰⁾

たとえば、当時、同一労働と考えられる教員では、勤続3年の独身者の本俸は、男性が85円であるのに対し女性は60円であった。また、物品供与や手当などを含めた合計額は、男性が468円であるのに対し女性が420円であった¹¹¹⁾。同委員会は、賃金給与構造がこうした性別などに基づいているのは経済上不健全で、労働者に対して不公平なので、賃金給与構造が健全なる職務評価の原則の上に立てられるよう、性別や婚姻の有無など個人的な資格の上にはなく、仕事に要する義務と責任に基づいて立てられるよう努力すべきであると勧告した。女性の賃金を、男性と同じレベルに上げることが想定されていたことがわかる。

また、男子労働者と女子労働者の職務の等級が同じであっても、質および量が男女で異なる場合は、その差を償うために男女の賃金差が設けられなければならない。その仕事の質や量および賃金のちがいの決定は労働組合との団体交渉を待つべきである¹¹²⁾とした。ところが、財貨とサービス生産が日本の労働力を吸収できない場合は、資源を最大限に利用されたときに初めて用いられるべきとしながらも、その調整方法の例の一つに「既婚女性の雇用の制限」を挙げた¹¹³⁾。13歳から59歳の女性の80%が賃金取得のため、あるいは家族雇用として働いているという現状を把握¹¹⁴⁾しておきながら、女性の大量解雇を迫認しているように見える。

他方、労働基準法における男女平等についての政府側の対応は、なかなか示されなかった。同一労働同一賃金原則に関する規定は、日本の厚生省労働保護課内で検討されていた「労働保護法案」の第5次案(1946年7月26日)になって初めて登場した。その第4条に「使用者は同一価値労働に対しては男女同額の賃金を支払はなければならない」と、男女の同一価値労働同一賃金の原則を盛り込んだ。これが突然に盛り込まれた理由として、① GHQ からの指示、② 対日理事会のソ連代表デレヴィヤンコによ

る同年7月10日の勸告、③ 日本政府による「賃金」の章の検討という3つのできごとが同時に起こったことによって生まれたとの指摘がある¹¹⁵⁾。

しかし、1946年9月5日から同月17日に11回にわたり開催された公聴会を経て、大幅な変更があった。公聴会後の同年10月30日に作成された第7次案では、「同一価値労働」の文言が消え、代わりに「男女同一賃金」とされた。すなわち、同一価値かどうかの判断は困難であるといった、公聴会で提起された使用者側の主張に沿った方向で条文が書きかえられた。労働基準法第4条に「使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。」という条項があるが、これは、男女同一労働同一賃金などありえないという理由で、日本政府側がGHQに微妙な抵抗を試みた結果生まれたとの指摘もある¹¹⁶⁾。すなわち、変更後の「女子であることを理由として賃金について男子と差別的取扱いをしてはならない」という規定は、より低い価値の女性労働には男性と同一の賃金を支払わなくてもよいと理解される。

この変化によって、労働における男女の不平等構造を改善する法律上の必要性が不明確になり、賃金制度の見直しや客観的職務評価制度の導入への扉がほぼ閉ざされ、労働による実際の成果がどうあれ、異なる職種に就く男女間の賃金格差は当然視されるようになった¹¹⁷⁾。この理解をGHQ上層部も追認した。GHQ民間職員のハンス・R・ジョハンセンの妻であるミリー・ジョハンセンは、男女同権についての啓発書を出版した¹¹⁸⁾。その中で、同一労働には同一賃金を望む当時の女性に対して、女性が男性と同様の生産性を上げて働くことはほぼ不可能であるので男女同一賃金を要求することはできないとの見解を示した¹¹⁹⁾。また、家事時間を短縮する電化製品や家事支援サービス、冷凍食品がなければ、女性は仕事と家庭を両立することはできないので、結婚か職業かどちらかを選ぶべきとした¹²⁰⁾。

民法学研究者の依田精一は、GHQ上層部の家族観は、女性は家庭を守って夫を援助する役割を前提としていたので、政治的解放と「家」から

の解放から進んで、社会的進出における男女平等に抵抗を感じて政策の視野に入れなかったのではないかと指摘した¹²¹⁾。このような見方によれば、GHQ 上層部の妻らしい啓発書といえよう。しかし、先述のとおり、GHQ は当初は労働における男女同権をめざし、ウィードらにより熱心に啓発活動が行われた。ただ、同書を読んだ女性は、男女同権は自らには関係ないものとみなすか、実現へのハードルのあまりの高さに諦めたであろう。他方、政府側や企業側は、「我が意を得たり」といった境地ではなかったであろうか。実際、GHQ 労働課のエドガー・C・マッケボイによると、職業安定行政の推進において、日本企業に対して女性職員の昇進を「どしどし実施するよう勧告」したが「うまくいかなかったよう」¹²²⁾ だとの示唆があった。同書のような GHQ 関係者からの女性労働者に対する見方が示されれば、当然の帰結であろう。

② 女性保護（生理休暇）の必要性の強調

GHQ 内部では、さらに、女性の経済的・社会的地位の向上に力点を置く民間情報教育局のウィードと、女性の労働条件の改善に力点を置く労働課のゴルダ・スタンダーとにしばしば意見の衝突があったといわれている。スタンダーの下で賃金や労働条件、女性運動の民主化、女性労働者の組合結成などを担当したミード・スミスによると、ウィードは女性が自らの権利獲得のために活動する女性運動の助長を通じて女性労働者の地位の向上も図れると主張したが、スタンダーは女性労働者の労働条件の保護を通じて女性全体の地位の向上が図れると主張したとのことである¹²³⁾。女性のエンパワメントを通じた男女同権の実現か、男女共通の労働者保護かという論争である。

労働者を保護するための制度はさまざまにあるが、本項では男女同権の議論にとって影響が大きかった生理休暇を取り上げる。生理休暇は、労働組合からの強い要求項目の一つ¹²⁴⁾であったが、労働基準法の起草準備の段階では悩ましい問題とされた。1947年4月20日の労働保護法（第2次

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

案)において「第5章 婦人保護」の章の中に、生理休暇は初めて条文として盛り込まれた。深夜業禁止や危険有害業務の制限などはそれぞれ別の章に置かれた。しかし、同年5月11日の同第3次案では第5章として「婦人及び年少者」が新設され、ここに、生理休暇、深夜業禁止、危険有害業務の制限がすべて集められた¹²⁵⁾。この段階で、女性と年少者が同じ「特別な保護を必要とするカテゴリー」に分類された¹²⁶⁾のである。さらに、同年9月に行われた労働基準法草案（第6次案）における公聴会において、生理休暇に対しては使用者側から反対意見が出されたが、労働者側の意見が受け入れられて挿入された¹²⁷⁾。前項で述べたように、男女の賃金に関しては使用者側の意向が反映されたのと対照的である。

これらの変更はあいまって、結局のところ男女の経済的・社会的な不平等構造の固定化をもたらす効果があった。ただし、当時は、男性と平等な労働条件や同一賃金を獲得するよりも、単なる機械的な平等はかえって男女の不平等をもたらすこともありうるとして、女性保護に関心が向けられていた¹²⁸⁾。労働組合婦人部もこれを強く要求した。こうした条文によって男女同権の実現が停滞するとは思ってもみなかったであろう。他方、スタンダーは、その可能性を見抜き、同一労働同一賃金の実現の妨げとなる生理休暇に反対の姿勢をとり、男女ともに取得できる労働者保護の制度として、疾病休暇を求めるべきだとした¹²⁹⁾。しかしGHQ上層部は、労働基準法の内容に口を出さない方針をとったので、実際の法案には反映されなかった。

労働基準法案は第13次案が作成されるほど検討が難航したが、1947年3月4日に国会に提出された。同月18日に衆議院で、同月27日に貴族院で可決された。同年4月7日に公布されて、同年9月1日に施行された。

(3) 労働省婦人少年局の設置過程における不平等構造の制度化

① 制度化に対するGHQによる促進とブレーキ

1946年5月8日に、GHQのカーミット・R・ダイク民間情報教育局長

は、日本の女性活動家のリーダーと会見し、女性の地位の向上を積極的に推進するため、内務省内に婦人局を設置する案を、ホイットニー民政局長に提案した¹³⁰⁾。日本の女性活動家のリーダーとの協議に基づいてウィードら民間情報教育局の女性職員によって作成され、同局長と民政局長あてに提出されたものである。女性に関する行政は省庁間で重複し、組織内で下部にあるため権限がないので、女性の地位向上のために調査研究し、他省と調整するための局をつくるべきである、という提案である。すなわち、内政を扱う省の中で最も重要な省である内務省の中に特別の局を設置し、「女性のイニシアティブのもとで女性の地位向上を推進すべきであるという大胆な提案」¹³¹⁾ が示された。

立憲政策のトータルデザインである総合的・横断的に男女同権に取り組むための組織をつくるという、先見性に満ちた提案である。その所掌分野は、労働問題だけではなく、家政学、女性の健康と福祉、女性教育、消費者問題など幅広い。

しかし、この内務省の中に総合的な女性行政を扱う部局を新設するという提案は当時はあまりに先駆的過ぎたのか、GHQ や日本政府からの反発を招いた。GHQ の上層部では 8 月まで放置されたままであった。同年 8 月 17 日に、民政局のアルフレッド・ハッシーは、内務省内に婦人局を設置したり、内閣に婦人問題庁を設置したりすることは、男女間の差異を強調するだけなので採用できないとした。実際、社会党の加藤シヅエらが GHQ のセオドア・コーエン労働課長、民政局のルース・エラマンに会い、労働省の設置と内閣に独立した局として婦人局を設置する社会党の構想について GHQ の意向を打診したところ、コーエンは、女性問題は労働問題と深いかわりがあるので、内閣の一局としてではなく、新設予定の労働省の一局としてなら GHQ の承認が得られるだろう、と示唆したとのことである¹³²⁾。ハッシーは、社会党の女性議員たちの動きを女性問題に特化させないで、労働行政の改編の一つとしようとした。

すなわち、GHQ の上層部は、女性は責任ある代表として、あらゆる分

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

野に責任ある代表として参加すべきであると考えていた。これはエンパワメントの視点からも説得力のある考え方である。他方、先述の通り、責任ある立場になって活躍するような力をつけることを目指して女性だけで集まって「女性ブロック」を結成したり、その運動を奨励したりすることは避けなければならないという方針であった。

② 遅々として進まなかった日本政府による検討

1946年5月22日に発足した吉田内閣は、同月28日の閣議において労働省設置を閣議了解した。その後しばらく、具体的な動きは表立っては見られなかった。1947年1月31日に、吉田内閣は、労働行政の周到かつ徹底を期するために新たに労働省を設置する旨の閣議決定をした。しかし、吉田内閣は独立した労働省の設置に向けては動かず、GHQが労働省設置案を示して、日本側に前進を促した。GHQの同年2月10日案では、労働省に婦人少年局を設置することが含まれていた。法制局長官の入江敏郎はこれに強く反対したが、コーエンとハッシーは、労働省に婦人少年局を設置することは不可欠であると応じた¹³³⁾。

1947年4月15日に、厚生省勤労局は職業安定局に拡大改組され、5月2日に労政局から労働基準局が独立し、労働省設置への下準備が進んだ。片山哲内閣総理大臣は、6月10日に労働省設置準備委員会を発足させた。6月13日に第1回総会を開催し、小委員会を設けて議論することとした。同小委員会は、翌14日に開催され、女性問題全般を所掌する婦人局の設置には反対であるが、女性と年少者の労働関係を所掌し、女性問題に関係ある他の省庁と連絡調整をはかる婦人少年局の設置を提案した。結局はまずは労働省内に婦人少年関係の事項を所掌する婦人少年局を設置し、同局が中心となって各々の政策の主務関係省間の連絡の緊密化を図ることで意見が一致した¹³⁴⁾。

GHQは、同年6月20日に、民政局のハッシーや民間情報教育局のウィードらが集まり、婦人少年局が婦人少年問題についての他の主務官庁

と連絡調整をはかる機能は、他の省庁に対して行政支配権をもたないならば反対するものではないが、法文としては「ただし、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基づいてその所管に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない」とすべきである、との結論になった。これはそのまま法案に挿入された。すなわち、労働省設置法案では、本来の労働省の所掌事務は労働に関するものに限定されるはずであるが、女性に関する条項のみそうした限定がない一般的な権限が与えられた。推進体制に関するこの奇妙な制度化は、2001年に実施された中央省庁改革に至るまで、女性行政の推進体制に大きな影響を及ぼすことになった¹³⁵⁾。

7月17日に日本政府は、「婦人少年局」の設置を含む労働省設置法案をGHQに提出した。同法案は7月22日に国会に提出された。衆議院での議論にて、加藤シヅエ議員は、将来婦人局として独立した一局を設置する構想の有無について政府に質問し、年少者問題を扱う部局と併せて「婦人少年局」としたことを批判した¹³⁶⁾。結局、同法は8月28日に可決され、9月1日に施行された。婦人少年局は局長に山川菊枝が、婦人労働課長に谷野セツが着任した。11月1日に、国の出先機関として婦人少年局職員室の設置が通達され、翌1948年3月に各都道府県に設置された。

(4) 小 括

終戦後すぐに、経済的・社会的平等の実現には、女性の経済的平等およびエンパワメントの必要性が提起されていた。当時から、男女の賃金格差構造が問題視されていたにもかかわらず、結局のところ、GHQも政府も女性労働者自身も、それぞれの思惑により、この問題に切り込んでいく姿勢を見せなかった。

労働基準法の制定過程において、GHQにより当初に想定されていた「同一価値労働同一賃金によって男女同権の実現をめざす」という趣旨は消え去り、男女間に賃金差別があるという構造は温存された。女性は男性と平等に働くための制度として生理休暇を要求したが、これにより「保護

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

を受ける」「弱い」労働者像を自らめざすこととなった。これは、実は、保守的な政府側の意向を反映させるために、厚生省労働保護課長の寺本廣作などがGHQの圧力を利用する¹³⁷⁾などこまやかに対応した結果であった。さらに、労働基準法と労働省設置法は組み合わせられたことにより、女性労働者を保護すべき弱者に位置づけた¹³⁸⁾ので、女性を経済的・社会的にエンパワーして男女同権をめざしていたウィードの活動の成果はあいまいになった。その結果、女性保護規定は「短期的には戦後の劣悪な労働環境で働く女性の健康維持のためには資したが、長期的には雇用の場における男女平等の足かせとなった」¹³⁹⁾のである。

他方、くりかえしになるが、憲法第14条および第24条と総合的・横断的に理解すると浮かび上がる「女性のエンパワメント」という視点は、当時にも指摘された。もし、経済的・社会的に差別されないという立憲政策のトータルデザインが貫かれていたら、その重要性が受け止められて、今日とは別の方向での取組が行われたであろう。しかし、結局のところその主張は、労働基準法および労働省設置法の制定過程において、労働における経済的・社会的平等は「男女間の差別構造を問題にしない経済的平等」および「女性は男性よりも低い労働力であることを前提とした社会的平等」に置きかえられて、かき消された。労働分野における男女同権の推進は、これまでの不平等な構造を前提としたため、たとえ男女で賃金や就労の機会に大きな格差が存在していても、日本国憲法の制定および関連法制度の整備によって実現した、とみなされたのである。

4 憲法記念映画における男女同権の描出

——「愛情の軌跡」から「情炎」へ

これまでの検討により、衆議院議員選挙法、民法改正、労働基準法の制定、労働省婦人少年局の設置の過程で、当初めざされた女性のエンパワメントという立憲政策のトータルデザインが停滞したことが明らかとなっ

た。そこで本章では、改めて日本国憲法の記念映画の原案である「愛情の軌跡」と上映された映画「情炎」のシナリオを比較・検討することにより、当時の男女同権の意味づけの変化について考察する。

(1) 憲法記念映画としての製作の経緯

憲法改正議会において衆議院帝国憲法改正案委員会の委員長を務めた芦田均は、日本国憲法の公布後、貴衆両院と政府の決定により1946年12月に創設された憲法普及会の会長に就任した。芦田は、憲法普及のため、東宝は戦争放棄を、大映は国民主権を、松竹は男女同権をテーマとした記念映画の製作を各社に提案した¹⁴⁰⁾。また、芦田はこの3本の映画を1947年5月から一斉に上映することを企図したが、大映社長の永田の提案¹⁴¹⁾により、一斉に封切るのは興行的につまらないので、5月を憲法の月として、第1週に松竹、その後大映と東宝が順々に出して行くことと決めた。ただし、実際の封切は、「情炎」は5月1日、「壮士劇場」は5月2週であり、「戦争と平和」は大きく遅れて7月8日となった。

松竹は、憲法普及会の依頼によって、1946年12月に新憲法記念映画を製作封切することを決めて、製作を始めた¹⁴²⁾。同月31日に久板栄二郎が脚本執筆を引き受け、翌1947年1月2日または3日に久板と監督の渋谷実が打合せをして、シナリオの執筆に取り掛かった。しかし、製作担当（プロデューサー）の細谷辰雄によると、同年2月半ばから久板と渋谷とのイメージに距離ができた。3月に行われた撮影所所長の本読みの翌日から、池田忠雄、新藤兼人により脚本が改作され、久板は原案の提供者とされた¹⁴³⁾。

映画「情炎」は1947年5月1日に封切られた。当時の映画評をみると、評価の高低はさまざまであった¹⁴⁴⁾が、いずれにしても、夫婦間の愛情を扱った映画であるという評判であった。他方、映画評論家の上野一郎は、映画「情炎」の上映と同時に「愛情の軌跡」のシナリオを読み、筆者と同様、「情炎」が憲法の男女同権の啓発映画であることに疑問を感じた。久

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

板の脚本も「決して上出来でない」としながらも、「愛情の軌跡」ならばこのテーマであることに納得した。すなわち、「情炎」は男女同権というテーマを「ただの男女の愛情だけの狭い枠のなかで平凡に処理しようとしている態度が物足りない」「結末の夫婦の結びつきも、再び同じ運命の繰返しを予想させるだけで新しい出発という力強い印象を与えない」¹⁴⁵⁾と評したのである。

(2) 両シナリオの比較・検討

これは、筆者の推測にしかすぎないが、当初の映画のコンセプトにあった、女性の経済的・社会的平等を実現することで男女同権をめざすという内容が取り除かれ、単なる「男女間の愛情」にまで狭められたのは、渋谷は社会派の監督として評価が高く、女性をテーマとした作品を数多く手掛けていることからすれば、単に久板と渋谷のイメージのちがいがあったというよりも、より大きな力が働いた結果だったのではないだろうか。それゆえに、久板は、会社の指示により新藤らが脚本に仕上げた改作に対して、「私の作とは似ても似つかぬ換骨奪胎」¹⁴⁶⁾とまで強い批判を向けたのではないだろうか。

そこで、紙幅の関係で細部は省略するが、両作品の内容を紹介しておきたい。

まず、両作品の設定が同じである点を取り上げると、第一に、主人公や登場人物である。主人公は、夫の浩介（佐野周二）、妻のひろ子（水戸光子）であり、その他の主な登場人物は、夫の父（東野英治郎）と母（高橋豊子）、妻の母（杉村春子）と姉（信千代）、ひろ子の地元の友人（高峰三枝子）である（カッコ内は映画の配役）。

第二に、主人公の夫妻は、結婚後は東京の四谷にあるアパートで2人で生活していた。しかし、4年前の夫の出征を機に、妻はアパートから千葉にある夫の父母の家に引っ越した。夫は復員後、千葉の家に同居した。

第三に、離婚は夫の希望である。ただ、「離婚同意書」に妻側の仲人の

署名をもらうため、四国にある妻の両親の家へ2人で旅に出る。ただし、千葉から旅に出発する際には、夫は妻に旅の目的が離婚であることを知らせていない。妻は、途中で寄った東京で、夫が離婚を希望していることを偶然に知る。

第四に、その後の旅の途中の汽車の中で、夫が体調を崩し、2人とも途中下車をして休息をとる。妻は夫を看病したあと、1人で四国に向かう。その途中で、尾道にある姉の家に寄る。夫は回復後、妻を追いかけて義姉の家に向かう。

第五に、尾道で夫妻は再会する。妻が夫に離婚したいと伝えて、その後夫が妻にもう一度愛情を感じるが、妻はそれをいったんは拒む。2人はやりとりの末に、夫は妻の魅力を再発見し、夫は離婚の意向を取り下げて復縁を乞い、妻もそれに同意して結局2人は夫妻としてやり直すことを決める。

次いで、両作品の異なる主な点を、いくつか取り上げたい。

第一に、「愛情の軌跡」では、妻ひろ子は同居する夫浩介の両親から日常的に召使のように使われているが、「情炎」ではわずかな場面でいわゆる「嫁姑問題」があることが描かれるだけである。また、「愛情の軌跡」では、夫が出征の際に、嫁として姑に仕えることも日本婦人として立派に生き抜く道であると話し、妻はそれに忠実に従って夫が復員するまでの4年間を過ごしたとされている。

第二に、「愛情の軌跡」では夫の父が息子の浩介に離婚を勧める。浩介はその横暴さに反発を示唆したり、夫婦仲がうまくいかない原因が自らの両親にあることに気がついたりしているが、父の言うとおりに離婚を受け入れ、父から離婚同意書を持たされる。「情炎」では、夫に愛人がいることがほのめかされており、夫が自ら離婚を決める。「愛情の軌跡」は離婚は家長が決めるという、家族制度の慣習が描かれている。

第三に、「愛情の軌跡」では、妻は独り立ちして暮らしていくという決意を自ら述べて、友人を頼って就職先を見つける。さらに、その友人が「日本の家族制度なんて長い長い間の伝統でガッチリ出来てるんすもの、

一人や二人の女性がどう頑張つたところで歯が立ちやしないわよ」と言う
と、妻は「あゝ、……目の先がパッと明るくなつたようですわ。恐いも
んね。あんな所で四年も暮していたなんて」と応じて、家族制度に因る苦
しみを吐露している。他方、「情炎」では、妻は友人から、自分で生活で
きるという自信が女性に独立した人格をつくらせるから仕事を持ちなさい
と諭される。しかし、「あたしに出来るお仕事あるかしら」と悩む。経済
的・社会的自立について、前者は自らの意思で立ち上がろうとするのに対
し、後者は友人の意見に従って職に就こうという気持ちになり、消極的で
ある。

第四に、結局2人が復縁する場面において、「愛情の軌跡」は、「あたし
たちをこうした破局へ導いたものは、どうにもならなかつた時代の影響つ
て事もあるだろうけど……結局、男の心を支配している男尊女卑のわが
まゝなのね。……あたしは、あくまで戦う……その、わが儘と。」として、
離婚すると言ったり復縁したいと言ったりする夫の身勝手さの根本にある
封建的な考え方を見抜いて、家族制度がおかしいことに自ら気がつくこと
ができた「この芽を今更あなたの手でつみとることはできないでしょ
う？」などと伝える。そのことで夫は妻を自立した対等の人間として初め
て見ることができるようになり、「あなたの言葉は心に沁みわたつていく
ようだ。生まれて初めての感動だ」とか「僕達は、はじめて一対一に結ば
れたんだ。一対一に。……この感動を忘れないで行けば、これからの生活
はきつとよく行くと思うよ。」などと愛を告白し、2人はやり直すことを
決めた。他方、「情炎」では、夫は「俺の家を離れたお前に俺を捨てたお
前に、本当の人間の美しい姿をみる事が出来たんだ」といって妻の魅力を
再発見するものの、ひろ子は「よくも今更そんな事が仰有られるはね、好
きになつたり、嫌いになつたり、それが男の特権なの、愛情なの、それじ
や女は堪らないわよ」と応じている。「情炎」も夫婦間における男性の優
位性や自立した女性の魅力を指摘しているが、「愛情の軌跡」ほどの迫力
は感じられない。

(3) 小 括

両シナリオについては、映画化した場合、ストーリーとしてどちらが優っているのかどうかはわからないし、それを検討することは本稿の課題ではない。監督の渋谷によると「愛情の軌跡」は1946年2月に受け取った第一稿とは異なるとされており¹⁴⁷⁾、改作をめぐるエピソードの真偽はわからない。ただ、こうして男女同権の進展と停滞という視点から比較して検討してみると、両者は、基本的な舞台設定は共通するものの、「愛情の軌跡」は憲法第14条と第24条をテーマとしたものであるが、「情炎」は憲法第24条の一部のみをテーマとしたものといえよう。

確かに、大日本帝国憲法下では、憲法そのものが女性を疎外し、女性であるがゆえに法律上経済上の権利は抑圧され、男性に対して従属的な地位におかれていた¹⁴⁸⁾。これに対して、日本国憲法では、男性が戸主、家長、長男など男性たる特権を否定されて女性よりも有利な地位に立つことができないうのが一つの大きな要求である¹⁴⁹⁾と指摘された。このように、第24条は男女の法的地位の変革を示すものとして、市民や社会にとって大きなインパクトがあった。

ただ、日本国憲法の立憲政策のトータルデザインはそれにとどまらない。当時、憲法普及会会長の芦田均は、「男女同権ということは成程憲法には書いてある。法律はその線に沿って改正するけれども、われわれの社会生活においてほんとうの男女同権という習慣ができ、頭ができなければ、これは空文にすぎない。それを私はいちばん心配して、憲法の話を頼まれるとどこへ行つてもその話をするのです。先ずわれわれの二十四時間の生活から民主主義、自由主義にしなければならない。』¹⁵⁰⁾と述べて、日本国憲法の理念の実現には日常生活の中での政治的、経済的、社会的な平等を総合的に推進する必要性を指摘した。それを素直に映画として具体化するとすれば、「愛情の軌跡」となるだろう。ただ、当時の平均的な女性にとって、離婚して経済的に自立をして新しい人生に出発しようとする「愛情の軌跡」の女性像は、時代を先取りし過ぎていたのかもしれない。

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

とはいえ、くりかえしになるが、日本政府側は、民法を改正したが実は「家族制度」を支持していた。労働基準法制定の際はGHQと日本政府は「男女の賃金差別の禁止」という文言に置きかえることで、巧みに、男女の賃金格差構造を認めた。さらに、女性保護規定や婦人少年局の設置によって女性労働者を弱い労働者として位置づけることに成功して追い打ちをかけた。だからこそ、「愛情の軌跡」にある、妻である女性がエンパワーして経済的・社会的平等をめざし、個人として自立していくプロセスに夫が愛情を感じるという新しい男女像の描出は、映画会社内外の大きな力により削らざるを得なかったのではないだろうかという筆者の推測も、ある程度説得力があるのではないかと思われる。

おわりに

本稿は、日本国憲法第14条の「政治的、経済的、社会的関係において差別されない」の文言について、第24条、第44条とあわせて、総合的・横断的に「男女同権」を軸に考察した。これまでも、女性参政権付与や、民法の改正、労働基準法および労働省設置法の制定について、それぞれ個別に論じた先行研究は数多くあるが、本稿ではこれらを並列して相互の関連性を取り上げて検討することで、これまで各論における検討では不明確であったそこに通底する「差別されない」という理念のトータルな視点とその「進展と停滞」を浮かび上がらせることができたのではないだろうか。とくに「経済的・社会的関係」については、憲法および関連法制度の制定の過程から、男女同権は、女性のエンパワメントをめざそうとした動きもあったが、政府やGHQによりそれが止められたり、逆の方向に向かうこととなったりした。憲法第14条、第24条、第44条の関連法制度の整備により「法の下での平等」は実現されたとみなされたことがいかにまやかしてあったのかが浮き彫りになったと思われる。

五大改革指令の「一 選挙権賦与による日本婦人の解放——日本婦人

は、政治体の一員として家庭の安寧に役立つ新しい概念の政府を日本に招来するであろう」は、政治参画という政策方針決定過程に女性が参画するとともに、夫婦関係、家庭内、労働、経済における男女同権を実現することが、よりよい日本社会をつくりだす基盤になることを示していたといえよう。この視点から、1945年～1949年に日本で刊行された出版物のもっとも網羅的なコレクションである「ブランゲ文庫」に所蔵されている日本国憲法の解説書でも、憲法普及会による記念映画のテーマと同様に、男女同権を国民主権や平和主義と並んで「三大原則」のように大きく取り上げて、その推進を重点課題として位置づけたものもあった¹⁵¹⁾。日本国憲法上の立憲政策としてのこうしたトータルデザインが、その後の憲法の普及と関連法整備の段階で欠落したことが、今日の男女平等をめぐる問題の要因になっていることは明らかにできたと思う。

そうした憲法理念の実現にはエンパワメントの視点が含まれていたことに、博士論文を作成していた時には十分に気がつくことができなかった。その後研究を進めて、このような思いに至ることになった。当時の立憲政策としての思いを具現した法律である「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が2015年に制定されたことの意義を、改めて感じた。

映画「情炎」のシナリオが発見されたことで、10年以上抱いていた疑問が解けたとともに、新たな疑問や課題も生まれた。今後さらに研究を深めていきたい。また、映画そのものを観賞してみたいという思いがますます強くなった。70年の時を超えてこの映画に巡り合い、製作にかかわった先人たちと思いを共有できればうれしいと思う。

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

- 1) 大西祥世「女性に関する人権保障の憲法構造」（課程博士論文，2005年）。同『女性と憲法の構造』（信山社，2006年）。
- 2) 憲法普及会『事業概要報告書』（1947年）41頁。
- 3) 新藤の全作品をリストアップした一覧において、映画「情炎」への言及は見当たらない（小野民樹『新藤兼人伝——未完の日本映画史』（白水社，2011年）330頁）。なお、同書には、この、新藤が「情炎」の脚本を改作した際のエピソードが紹介されている（163-166頁）。
- 4) 新聞の広告欄に掲載された各地の映画館による宣伝文句は、「愛か死か？ 心ゆする女の恋の烈しさ！」（読売新聞1947年4月26日）、「断ち難い愛情なればこそ、断崖の絶頂に息づまる愛の抱擁があった！ 松竹映画待望の野心作登場！」（読売新聞1947年4月29日）、「断崖の絶頂に息づまる愛の抱擁」（秋田魁新聞1947年5月3日）、「愛か死か？ 情熱の淵に追いつめられた女性の叫び！」（河北新報1947年5月4日）などである。
- 5) 憲法普及会・前掲注（2），37-38頁。
- 6) 「情炎」に関する資料は、松竹大谷図書館にスチール写真が残されているが、東京国立近代美術館フィルムセンターは所蔵していない。なお、同センターは他の2作品である「壮士劇場」と「戦争と平和」のフィルムを所蔵している。
- 7) 松竹撮影所印刷部『情炎』（1947年）。また、本調査には大竹洋子氏、斎藤ようこ氏にご協力をいただいた。シナリオ資料は、渋谷実監督のご遺族にご提供いただいた。深く感謝申し上げます。
- 8) 久板栄二郎「愛情の軌跡」同『久板栄二郎シナリオ集 女優・女性祭・破戒・愛情の軌跡』（中央社，1947年）237頁。
- 9) 後に文部大臣となる森戸辰男の1947年2月に発表された論文は、女性解放とは憲法第13条、第14条、第24条、第44条などを総合的に実現することであるという内容であり、本稿と同じ視座に立つ。ただし、その実現は社会主義によるという森戸の立場は、本稿とは異なる。森戸辰男「婦人解放の意義について」婦人の世紀1号（1947年）1-15頁。
- 10) 経済、教育、健康、政治の4分野における男女平等度を示す国際的な指数である世界経済フォーラムの「ジェンダーギャップ指数」において、2014年の日本の順位は世界で104位とされた。World Economic Forum, “Gender Gap Index”, 2014.
- 11) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）。2016年4月1日施行。
- 12) 簡潔な検討として、大西・前掲注（1）『女性と憲法の構造』，98-106頁。
- 13) 宮沢俊義「宮澤俊義教授講ボツダム宣言ニ基ク憲法，同附属法令改正要點」（1945年9月28日，於：外務省）。
- 14) 袖井林二郎『マッカーサーの二千年〔改版〕』（中公文庫，2015年）120頁。
- 15) 原秀成『日本国憲法制定の系譜Ⅲ——戦後日本で』（日本評論社，2006年）157頁。
- 16) 佐藤達夫『日本国憲法成立史第1巻』（有斐閣，1962年）246頁。
- 17) 帝国議会提出前の同法改正の経緯について、自治大学校『戦後日本史Ⅳ』（1961年）1-29頁。
- 18) 第89回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会会議録1号（1945年

12月4日) 2頁。

- 19) 東條貞議員(無所属倶楽部)。第89回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会会議録3号(1945年12月6日)35-36頁。
- 20) 大川光三議員(進歩党)。同上, 51-52頁。
- 21) 杉正夫「選挙制度の改革」東京大学社会科学研究所戦後改革研究会編『戦後改革3政治過程』(東京大学出版会, 1974年)113-114頁。
- 22) 菊池養之輔議員(社会党)。第89回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会会議録4号(1945年12月7日)63-64頁。
- 23) ヘラルド「婦人議会傍聴」女学雑誌259号(1891年)232頁。
- 24) 「総選挙の結果に関するマッカーサー元帥の声明(1946年4月25日)」自治大学校・前掲注(17), 171頁。
- 25) 市川房枝「婦人と政治」日本記者クラブ(1979年)10頁。
- 26) 宮沢は「四十名近くになろうとはゆめにも思わなかつた」とも述べている。宮沢俊義「婦人代議士」同『銀杏の窓』(廣文館, 1948年)40頁。
- 27) 宮本百合子「春速し」働く婦人1号(1946年)5頁。後年の指摘として, 進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治』(有斐閣, 2004年)187頁。
- 28) 「裏から見た連記投票」(毎日新聞1946年4月16日)。
- 29) 市川房枝「婦人参政権」村岡花子編『新日本の女性に贈る』(羽田書店, 1946年)137頁。
- 30) 「二名連記で比例代表制に 都で選挙法の改正を上申」(朝日新聞1946年5月26日)。なお, これは全国の選挙管理委員会主管課長会議の結論に基づいて, 東京都が代表として申し入れたもののようである(自治大学校・前掲注(17), 82頁の注1)。
- 31) 「選挙法の改正案 社会党でも提案の準備」(朝日新聞1946年12月6日)。
- 32) 自治大学校・前掲注(17), 97頁。
- 33) 第92回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案外三件委員会会議録1号(1947年3月28日)28-29頁。
- 34) 会議録・同上, 29頁。なお, 単記制を導入する修正案を議員立法にて提出した与党自由党幹事長の犬野伴睦は, 同月25日夜に委員会の審議を傍聴しようとした米山久子, 山下ツ子, 松尾敏子, 沢田ひさの社会党の各議員に対して, 「婦人代議士などは今度の選挙には締め出すから今夜はとつくり見ておけ」と, 酒気を帯びて放言した(「自社代議士, 殴り合い 選挙法委員会に血の雨降る」(毎日新聞1947年3月27日))。与党側の単記制導入の企図がよくわかるできごとといえよう。
- 35) 長島銀藏(無所属)の質問。第92回帝国議会貴族院衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案特別委員会会議録1号(1947年3月31日)2頁。
- 36) 会議録・同上, 2頁。
- 37) 「中選挙区・単記制」(毎日新聞1947年3月15日)。
- 38) 鈴木俊一「中選挙区無制限連記制について」自治研究23巻6号(1947年)4頁。
- 39) 全国選挙管理委員会事務局編『選挙年鑑』(1950年)(自治大学校・前掲注(17), 139頁の注8)。

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

- 40) 加藤シヅエの発言。西清子編『占領下の日本婦人政策——その歴史と証言』（ドメス出版、1985年）62頁。
- 41) 上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』（勁草書房、2007年）35頁。
- 42) 「婦選は世界注視的 日本婦人に寄す ウィード中尉の談」（島根新聞1946年1月29日）。その他、上村・同上、42頁の注31に、秋田、静岡、新潟、埼玉の地方紙の記事の例がある。「ウィード中尉を囲み婦人問題を懇話」（静岡新聞1946年2月12日）。「ウィード女史に聞く上」「同下」（秋田魁新聞1946年3月19日、同20日）。「平和国家の建設へ——よりよき生活は貴方達の手で、ウ中尉婦人の自覚を懇請」（新潟日報1946年3月21日）。「女性解放の途、候補者をよく吟味して、投票には誘い合って」（新潟日報1946年3月23日）。「ウィード女史を囲んで、婦人参政座談会を果たしましょう、家庭で候補者批判会、党に入れるか個人か」（埼玉新聞1946年4月8日）。
- 43) 横山宏の発言。西・前掲注(40)、95-96頁。
- 44) 四国地方軍政部における女性職員の活動については、カルメン・ジョンソン（池田順子訳）『占領日記——草の根の女たち』（ドメス出版、1986年）に詳しい。
- 45) 広報活動の時期や内容については、山崎紫生「投票する女性——婦人参政権行使のための占領軍の政策」高崎商科短期大学紀要1号（1988年）103-111頁、岡原都『アメリカ占領期の民主化政策——ラジオ放送による日本女性再教育プログラム』（明石書店、2007年）108-144頁に詳しい。
- 46) スーザン・ファー「女性の権利をめぐる政治」坂本義和、ロバート・E・ウォード編『日本占領の研究』（東京大学出版会、1987年）483頁。
- 47) セオドア・コーエン（大前正臣訳）『日本占領革命 GHQ からの証言(上)』（TBS プリタニカ、1983年）35頁。
- 48) 日本国憲法第24条の制定過程に関する調査研究の際に、ウィードとシロタの功績を発見したとのことである（スーザン・ファー「日本の女性 立ち上がれ」読売新聞2015年7月15日）。
- 49) ファー・前掲注(46)、461頁。Susan J. Pharr, “The Politics of Women’s Rights”, Robert E. Ward and Yoshikazu Sakamoto ed., *Democratizing Japan: The Allied Occupation* (University of Hawaii Press, 1987), p.223.
- 50) 上村千賀子「60年の軌跡から学ぶ女性のエンパワーメント——占領期の日米女性たちの戦後改革推進を通して——」We learn 640号（2006年）6頁。
- 51) 「のびゆく日本婦人 ウィード中尉に聞く」主婦と生活昭和22年8月号（1947年）32-33頁。
- 52) 芦田均「婦人の独立」婦人公論31巻11号（1947年）44頁。
- 53) 堀切大臣の発言。第89回帝国議会衆議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会・前掲注(22)、67頁。
- 54) 第92回帝国議会貴族院衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案特別委員会・前掲注(35)、2頁。
- 55) 鈴木・前掲注(38)、2頁。後年の指摘として、上條末夫「衆議院議員総選挙における女性候補者」駒沢大学法学部研究紀要48号（1990年）67頁。

- 56) 柚・前掲注(21), 136頁。
- 57) 内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ(平成26年度)」(2015年) 8-9頁。
- 58) 岩本美砂子「クオータ制が論じられない日本政治の不思議」川人貞史, 山元一編『政治参画とジェンダー』(東北大学出版会, 2007年) 191頁, 209頁の注15。
- 59) 服部有希「フランスの県議会議員選挙制度改正——バリテ2人組投票による男女共同参画の促進」外国の立法261号(2014年) 22-37頁。辻村みよ子『選挙権と国民主権』(日本評論社, 2015年) 267-268頁。
- 60) 土屋(森口)由香「アメリカの対日占領政策における民法改正——女性の法的地位をめぐって——」アメリカ研究29号(1995年) 158-159頁。
- 61) 高柳賢三ほか編『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳』(有斐閣, 1972年) 110-113頁。草案作成にあたった25人のうち, 女性は6人であった。鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』(創元社, 1995年) 26頁。
- 62) GHQの民間人の職員の一員として, 1945年12月24日に日本に赴任した。日本ではGHQ民政局政党課に所属し, 日本の政党調査や公職追放者のリスト作成を担当した。ロウスト中佐から与えられた最初の仕事は, 女性の小さな団体を調べて, 公職追放到該当する人を探し出すことであった。1947年5月にアメリカへ帰国した(ベアテ・シロタ・ゴードン(平岡磨紀子構成・文)『1945年のクリスマス』(柏書房, 1995年) 9-17頁, 125-219頁)。
- 63) ゴードン・同上, 148頁。日本国憲法第24条の制定過程について, 大西・前掲注(1)『女性と憲法の構造』, 14-27頁。
- 64) ゴードン・同上, 182-184, 186-188頁。
- 65) ゴードン・同上, 183頁。
- 66) マッカーサー草案第23条: 家族人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ滲透ス婚姻ハ男女両性ノ法律上及社会上ノ争フ可カラサル平等ノ上ニ存シ両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協カニ依リ維持セラルヘシ此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廃止セラレ配偶ノ選択, 財産権, 相続, 住所ノ選定, 離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ヲ個人ノ威厳及両性ノ本質ニ立脚スル他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ(下線は筆者による)
- 67) 佐藤達夫の発言。佐藤達夫, 佐藤功補訂『日本国憲法成立史第3巻』(有斐閣, 1994年) 78-79頁。
- 68) 佐藤達夫の発言。赤坂幸一編『初期日本国憲法改正論議資料——萍憲法研究会速記録(参議院所蔵) 1953-59』(柏書房, 2014年) 628頁。
- 69) 依田精一『家族思想と家族法の歴史』(吉川弘文館, 2004年) 245頁。
- 70) 「臨時法制調査会運営経過概要」国会図書館「日本国憲法の誕生 資料と解説5-11」http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/05/002_13shoshi.html。
- 71) 1940年にはじめて女性の弁護士が3人誕生した。終戦時までには高等試験司法科試験に8人の女性が合格した。日本女性法律家協会 http://www.j-wba.com/modules/about_jwba/index.php?content_id=6。
- 72) 政府側の態度の変遷について, 依田・前掲注(69), 185頁。

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

- 73) 宮沢俊義「家破れて氏あり」同・前掲注(26), 156頁。
- 74) 起草委員第二次案(1946年7月29日), 第二小委員会決議(同月30日)。我妻栄編『戦後における民法改正の経過』(日本評論社, 1951年) 227頁, 230頁。
- 75) 牧野英一委員の発言。我妻・同上, 276頁。
- 76) 司法法制審議会第2回総会決議(同年8月15日)。臨時法制調査会総会原案(同月19日)。司法法制審議会第3回総会決議(同年9月11日)。我妻・同上, 233頁, 235頁, 240頁。
- 77) 我妻・同上, 303頁。
- 78) 中川善之助「民法改正要綱の予想する婦人の将来」婦人の世紀1号(1947年) 116頁。
- 79) 土屋(森口)・前掲注(60), 161頁。
- 80) 土屋(森口)・前掲注(60), 164-167頁。
- 81) アルフレッド・オブラー(内藤頼博監訳)『日本占領と法制改革——GHQ 担当者の回顧』(日本評論社, 1990年) 166頁。
- 82) オブラー「シャーロットと婦人解放」同上, 166-171頁。
- 83) 連合国軍最高司令部民間情報教育局編『日本女性の春 JAPANESE WOMEN!! BECOME HAPPY BY VOTING.』(国際女性社, 1946年)。
- 84) ファー・前掲注(46), 488頁。
- 85) Yuka (Moriguchi) Tsuchiya, "Democratizing the Japanese Family: The Role of the Civil Information and Education Section in the Allied Occupation 1945-1952", *the Japanese Journal of American Studies*, 5 (1993), pp148-152.
- 86) 江橋崇「『官』の憲法と『民』の憲法」(信山社, 2006年) 205-210頁。
- 87) 依田・前掲注(69), 239頁。
- 88) 和田幹彦『家制度の廃止——占領期の憲法・民法・戸籍法改正過程——』(信山社, 2010年) 199頁の注43。和田教授によるケイティスへのインタビューでは、川島武宜教授が『ある法学者の軌跡』において、民法の親族編と家族編の改正にはウィードがイエスと云わないことは絶対にパスさせないというマッカーサーの指令がオブラーに来ていた、オブラーが言ったことがあると述べているが、これについてケイティスはウィードは戦階が低いので「まったくばかげている。ありえない」と応じている(同439頁)。
- 89) 依田・前掲注(69), 240頁。
- 90) 山田三良「男女同権と男子の責任——憲法雑考(其三)」法華34巻3号(1947年) 1頁。
- 91) 芦田・前掲注(52), 45頁。
- 92) 黒澤明「新しい女らしさ」婦人公論31巻6号(1947年) 38-39頁。
- 93) 和田・前掲注(88), 422頁。
- 94) 福永文夫『日本占領史 1945-1952』(中公新書, 2014年) 315頁。
- 95) 金森徳次郎「男女等価値論」婦人公論34巻8号(1948年) 33頁。
- 96) 末川博「新憲法下三年の女性」女性改造1950年5月号(1950年) 18-19頁。
- 97) 末川・同上, 21頁。なお、家事審判の申立ては男性が4万9803件, 女性が7万1526件であった(同19頁)。
- 98) 申述は男性が2万2千余に対し, 女性が4万6千余であった(末川・同上, 22頁)。

- 99) 「舗道」(ミニコラム。山形新聞1947年5月3日)。
- 100) 女性参政権を扱った紙芝居「赤と青」(日本教育紙芝居協会、1945年)や憲法普及会が発行した「新しいろはかるた」(奈良県立図書館情報館http://www.library.pref.nara.jp/collection_sentai/gallery/965)がある。
- 後者は、絵を横山隆一が、作を辰野隆、颯田琴次、徳川春聲、サトウ・ハチローの4人が担当した。48枚のかるたのうち、男女同権に関するものは、女性が演台で演説をしている様子が描かれた「〔お〕女も 代議士 大臣に」、お雛様とお内裏様の雛人形をもつ擬人化されたハートが青鬼を踏みつけている様子が描かれた「〔あ〕愛は 勝つ」、結婚式でウェディングドレスとタキシードを着た男女が描かれた「〔す〕すいた 同志の 晴れ姿」の3つの札である。日本国憲法では第44条と第24条にあたるが、第14条にあたる札は見当たらない。
- 101) 制定過程については、後掲の竹前栄治による一連の著作のほか、松本定吉『労働基準法が世に出るまで』(労務行政研究所、1981年)。渡辺章編『労働基準法〔昭和22年〕(1)(2)、(3)上、(3)下 日本立法資料全集51-54巻』(信山社、1996年、1997年)。渡辺章「立法史料からみた労働基準法——労働基準法立法史料研究の序説——」日本労働学会誌95号(2000年)5-43頁。中窪裕也「労働保護法から労働基準法へ——労働憲章、賃金、女子・年少者の起草過程」日本労働学会誌95号(2000年)113-138頁などに詳しい。
- 102) 鶴見和子「アメリカ女性の発展」働く婦人5号(1946年)6-7頁。
- 103) 鶴見・同上、11頁。
- 104) 藤田嗣雄「婦人の新しい地位と将来」婦人公論31巻8号(1947年)20-21頁。藤田はあわせてオランプ・ドゥ・グージュの「女性の権利宣言」にて「初めて男女の同権の原則、婦人の選挙権及び官公職の就任権が主張された」と紹介した(同19頁)。なお、「女性の権利宣言」については、オリヴィエ・ブラン(辻村みよ子訳)『女の人權宣言』(岩波書店、1995年)が詳しい。
- 105) 藤田・同上、21頁。
- 106) 藤田・同上、21-22頁。
- 107) 宮沢俊義「婦人問題と婦人代議士」前掲注(26)、33-35頁。
- 108) 大西・前掲注(1)『女性と憲法の構造』、36頁。
- 109) 豊田真穂『占領下の女性労働改革 保護と平等をめぐる』(勁草書房、2007年)72-73頁。
- 110) 竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』(日本評論社、1970年)387頁。
- 111) 豊田・前掲注(109)、67頁。
- 112) 竹前・前掲注(110)、431-433頁。
- 113) 竹前・前掲注(110)、421頁。
- 114) 竹前・前掲注(110)、461頁。
- 115) 豊田・前掲注(109)、95-98頁。
- 116) 竹前栄治『戦後労働改革』(東京大学出版会、1982年)111頁。
- 117) 豊田・前掲注(109)、107頁。
- 118) ミラー・ジョハンセン『男女同権を主張するには』(共立社、1947年)。

「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の保障（大西）

- 119) ジョハンセン・同上、6-7頁。
- 120) ジョハンセン・同上、11頁。
- 121) 依田精一「占領政策における婦人解放」中村隆英編『占領期日本の経済と政治』（東京大学出版会、1979年）273頁。
- 122) エドガー・C・マッケボイの発言。竹前栄治『証言日本占領史』（岩波書店、1983年）253頁。
- 123) ミード・スミスの発言。竹前・同上、189頁。
- 124) 竹前・前掲注(116)、105頁。
- 125) 中窪・前掲注(101)、119頁。
- 126) 豊田・前掲注(109)、93頁。
- 127) 豊田・前掲注(109)、108頁。
- 128) 堀真琴「新憲法と働く婦人」働く婦人2号（1946年）21頁。
- 129) 豊田・前掲注(109)、129-130頁。
- 130) 竹前・前掲注(116)、178頁。
- 131) 上村・前掲注(41)、46頁。
- 132) 竹前・前掲注(116)、178頁。
- 133) 豊田・前掲注(109)、159頁。
- 134) 竹前・前掲注(116)、187頁。
- 135) 大西・前掲注(1)『女性と憲法の構造』、106-115頁。
- 136) 第1回国会衆議院労働委員会会議録6号（1947年8月5日）23頁。
- 137) 豊田・前掲注(109)、113頁。
- 138) 同旨として、中窪・前掲注(101)、120頁の注13。
- 139) 神崎智子『戦後日本女性政策史』（明石書店、2009年）103頁。
- 140) 芦田均「民主革命への一役 新憲法発布記念映画をめぐる座談会」キネマ旬報12号（1947年）8頁。座談会は、憲法普及会会長の芦田均、東宝会長の渋谷秀雄、大映社長の永田雅一が出席した。
- 141) 永田雅一「民主革命への一役 新憲法発布記念映画をめぐる座談会」キネマ旬報12号（1947年）10頁。
- 142) 細谷辰雄「『情炎』製作過程 われわれの立場——『久板声明の批判』に答えて——」キネマ旬報17号（1947年）21頁。
- 143) これらの顛末について、久板榮二郎「シナリオ作家の立場」東京新聞1947年4月17日。久板・前掲注(8)、236-237頁。「われわれの立場——『久板声明の批判』に答えて——」キネマ旬報17号（1947年）20-21頁所収の渋谷実「寸言」（20頁）。新藤兼人「脚色者の立場から」（20頁）。細谷・同上、（21頁）。「映画作家の独立と協同——久板声明の批判——」キネマ旬報14号（1947年）14-15頁所収の豊田四郎「芸術家の信義」（14頁）、北川冬彦「シナリオ作家のきん持」（14-15頁）、早田秀敏「脚本改作問題をめぐって」（15頁）。上野一郎「日本映画批評 情炎」キネマ旬報15号（1947年）26頁。
- 144) 「情炎」映画ファン7巻5号（1947年）、「新作映画紹介 情炎」映画演劇新報1947年5月号（1947年）14頁。

- 145) 上野・前掲注(143), 26頁。
- 146) 久板・前掲注(143)「東京新聞」。
- 147) 渋谷・前掲注(143), 20頁。
- 148) 平野義太郎「新憲法と女性生活」婦人公論30巻3号(1946年)30頁。
- 149) 戸田貞三『新憲法と家族制度』(建設倶楽部, 1947年)21-22頁。星野武雄『平易に解いた新憲法の解説 人権宣言と男女平等の原則 主権在民と天皇無統治制の問題』(文交社, 1947年)54-55頁。
- 150) 芦田・前掲注(140), 10頁。
- 151) 早川三代治「新憲法と婦人問題」南思想問題研究所編『思想問題講座第一集 新憲法の精神』(新星社, 1946年)24-32頁。なお、同書はあわせて、南亮三郎「新憲法と民主革命」(3-14頁)、木村重義「新憲法と平和国家論」(15-23頁)を所収。